

連合鳥取「2024年度政策・制度要求」と鳥取県からの回答

<p>連合鳥取の 要請事項</p> <p>2023年7月31日(月)提出</p>	<p>-鳥取県- 要望に関する現状・背景等</p> <p>2023年9月29日(金)最終回答</p>	<p>-鳥取県- 対応案</p> <p>2023年9月29日(金)</p>	<p>担当部局</p>
<p><雇用・経済・生活対策・労働政策></p>			
<p>1 雇用維持対策について</p> <p>地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、国も含めた「企業・雇用サポートチーム」、県立ハローワーク「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」などによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を更に強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立ハローワークの開設以来、これまで約30万件の相談に対応し、約14,400人の就職マッチングを行ってきたほか、令和2年5月には「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行ってきた。(これまで求職者から271件の相談、企業から410件1,077名の求人登録の実績) ・また、令和4年8月からは、大型商業施設等での出張相談を定期的で開催し、新規求職者の掘り起こしを行っている。 ・更には、令和5年7月から新たに県立ハローワーク内に「キャリアデザインLab」を開設し、専業主婦(夫)やシニア層、引きこもり経験者など、能力や体力、意欲はあるが、現在求職活動のきっかけがつかめていない方々へ情報発信や就労支援を行っている。 ・職業訓練については、県内企業のデジタル化やDX推進の一環として、デジタル分野の訓練コースの新設や訓練定員の増、訓練内容の充実を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県立ハローワークの就職マッチング機能を活用していくほか、「企業・雇用サポートチーム」や出張相談、「キャリアデザインLab」を通じて、企業や求職者の支援を行うこととしている。 ・また、職業訓練においても、引き続き、雇用のセーフティネット機能を維持継続するとともに、人手不足の解消やデジタル化の推進等、県内産業のニーズに沿った人材育成を進めていく。 	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課、産業人材課、県立ハローワーク)</p>
<p>2 失業なき労働移動の実現について</p> <p>コロナ禍からの経済回復において業績に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の雇用安定化及び人材育成を図るための雇用シェア(在籍型出向)については、国が令和2年度第3次補正で産業雇用安定助成金を創設し、各県で協議会が設置されている。県においても、令和3年4月に専門家派遣制度を開始し(派遣実績1件)、令和4年2月(参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・専門家派遣、鳥取県在籍型出向等支援協議会で関係機関と連携した取組により、県内の普及啓発及びマッチング事例の増加につなげてまいりたい。 ・加えて、引き続き「企業・雇用サポートチー 	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課、県立ハローワーク)</p>

	<p>より「人手不足」と「事業規模縮小・倒産」の二極化がみられる。中小企業が大多数を占める鳥取県において、地域雇用維持の支援につなげるため、産業雇用安定センターや県立ハローワークとの更なる連携の強化が必要である。企業と労働者のマッチング事業などを充実させ、在籍型出向を含む失業なき労働移動を実現するため、関連団体と連携し、好況な企業が出向者を積極的に募集するよう動機づける仕組みや、多様な働き方も含めた全体をカバーできる仕組みをつくられたい。</p>	<p>者数 54 名)及び令和 5 年 3 月 (YouTube 配信)には事例紹介セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほか、「企業・雇用サポートチーム」において、雇用調整を行おうとする企業に対し、関係機関が連携して雇用維持や円滑な労働移動に向けた支援を行っている。 ・更には、離職者が発生した際に当該離職者を正規雇用で受け入れた企業に対して財政支援を行う制度を設け、早期の労働移動を促している。 	<p>ム」や離職者の正規雇用に対する支援制度を通じて円滑な労働移動を実現していきたい。</p>	
3	<p>不安定雇用者への対応について</p> <p>(1) コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた有期・短時間・派遣等で働く女性、DV (ドメスティック・バイオレンス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 5 月から「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行ってきた。 ・併せて、新型コロナウイルスの影響により離職者が発生した場合、離職者を正規雇用した企業に支援金を支給し、失業なき労働移動に取り組んでいる。(R2~4 年度実績 17 件) 令和 5 年度より物価高騰の影響による離職も 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県立ハローワークの「ひとり親家庭相談支援センター」、「生活困りごと相談窓口」及び出張相談、「キャリアデザインLab)を通じて、非正規や女性、ひとり親世帯等を含めた求職者の支援を行っていく。 ・併せて、求人企業に対しても、上質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先と 	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課、県立ハローワーク)</p>

等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、信頼に足る公的な相談窓口の整備・周知や直接的な支援の充実をはかれたい。併せて、NPO等民間団体が行う直接的な支援に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等が必要な場合は、特別に提供する対策を講じられたい。

- 支援の対象に拡充した。
- ・また、令和3年6月から、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の相談員が県立ハローワーク内で出張相談に応じているほか、同じく令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子の県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応している。
 - ・更には、令和4年7月から新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置するとともに、大型商業施設等での出張相談を定期的で開催している。
 - ・令和5年7月から新たに県立ハローワーク内に「キャリアデザインLab」を開設し、専業主婦（夫）やシニア層、引きこもり経験者など、能力や体力、意欲はあるが、現在就職活動のきっかけがつかめていない方々へ情報発信や就労支援を行っている。
 - ・なお、求人企業に対しても、必要に応じ、賃金水準等をはじめ上質な雇用条件となるよう改善提案等も行っている。

(DVに関する取組)

- ・福祉相談センターや各県民福祉局において24時間DV相談に対応している他、国においても、令和2年4月から24時間対応の「DV相談+（プラス）」が開設され、SNSによる相談や外国語（10か国語）により相談など、相談窓口の充実が図られ、被害者に対する緊急支援の体制を整備している。また、生活困窮や就労相談等、相談者の困り事に応じて、市町村や民間団体と連携して支援を行っている。

<DV相談件数の推移>

年度	R 2	R 3	R 4
件数	636	350	259

- ・なお、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切

のマッチングとなるよう支援していく。

(DVに関する取組)

- ・引き続き、24時間対応可能な相談体制を維持するとともに、DV被害者の希望に寄り添いながら、市町村や関係機関との連携を図りながら支援を行う。
- ・また、県ではDVに関する相談、保護及び支援に携わる職員等を対象に研修を行っているところであり、職員のスキルアップについても継続的に取り組む。
- ・「ひとり親家庭相談支援センター」においても引き続き県立ハローワークと連携し、生活相談及び就労相談を切れ目なく行えるよう支援に取り組んでいく。

子ども家庭部（家庭支援課）

	<p>な支援が受けられるよう県内3カ所の県立ハローワークに「ひとり親家庭相談支援センター」を令和3年6月に設置したところ、令和4年度は320件の相談があり、そのうち就労に関する相談は36件あった。その中には県立ハローワークとの連携により転職希望者が就職につながった事例が7件ある。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談窓口として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が各市町村に設置されており、ホームページのほか、チラシ等により周知を図っている。 さらに、令和4年7月からは、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置し、生活相談と就労支援とをワンストップサービスで行えるよう相談機能を強化した。さらに、同年11月孤独・孤立に関する相談を受け付ける窓口に拡充した。 生活困窮者に直接的な支援として、令和4年6月に、原油価格等物価高騰に伴う生活困窮者の光熱費助成に係る補助制度を創設し、市町村と協調した支援を継続して実施している。 さらに、こども食堂への食料提供システムを活用した生活困窮者への食料等支援体制整備について、その中心となる支援員の配置等について現在調整中である。 <p>(参考)</p> <p>○物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金 ※市町村への補助（補助率：県1/2） <交付決定市町村数及び交付決定額 （令和5年度4月から6月）> 19市町村・147,963千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援に係る各種特例措置の継続や生活困窮者の実情に配慮した生活支援策の検討、各自治体が行う生活困窮者に対する生活再建支援への国の必要な財政措置等について、本年6月に国に対して要望を行った。 国施策等を踏まえながら、今後も県として必要な生活困窮者支援を行っていく。 	<p>福祉保健部 （孤独・孤立対策課）</p>
<p>(2) 離職を余儀なくされた有期・短時間・派遣等労働者、内定取り消しを受けた新</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月から「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行ってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県立ハローワークの「ひとり親家庭相談支援センター」、「生活困りごと相談窓口」及び出張相談、「キャリアデザインLab」を通じて、非正規や女性、ひとり親世帯等を含めた求職者の支援を行っ 	<p>商工労働部 （県立ハローワーク）</p>

<p>規学卒者、ひとり親や若者に対する相談窓口の設置、再就職支援、住居の確保、奨学金、公共料金、税などの支払いの延長・減免等必要に応じた生活支援を引き続き実施されたい。</p>	<p>併せて、新型コロナウイルスの影響により離職者が発生した場合、離職者を正規雇用した企業に支援金を支給し、失業なき労働移動に取り組んでいる。(R2～4年度実績 17件)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、令和3年6月から、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の相談員が県立ハローワーク内で出張相談に応じているほか、同じく令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子の県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応している。 更には、令和4年7月から新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置するとともに、大型商業施設等での出張相談を定期的で開催している。 令和5年7月から新たに県立ハローワーク内に「キャリアデザインLab」を開設し、専業主婦(夫)やシニア層、引きこもり経験者など、能力や体力、意欲はあるが、現在求職活動のきっかけがつかめていない方々へ情報発信や就労支援を行っている。 なお、求人企業に対しても、必要に応じ、賃金水準等をはじめ上質な雇用条件となるよう改善提案等も行っている。 	<p>ていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 併せて、求人企業に対しても、上質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先とのマッチングとなるよう支援していく。 	
	<p>県では、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、令和3年6月に県内3箇所の県立ハローワーク内に「ひとり親家庭相談支援センター」を設置し、子育ての悩みや家計管理、就職等の相談を受け、必要な支援を受けられる機関へとつないでいる。また、令和4年度から、東部の開所日数を隔週から毎週に増やした。</p>	<p>「ひとり親家庭相談支援センター」で受けた相談の中には、就職や転職の相談も多数あり、県立ハローワークとの連携により就職・転職につながった事例もあることから、引き続き県立ハローワークと連携しながら支援に取り組んでいく。</p>	<p>子ども家庭部(家庭支援課)</p>
	<p>(孤独・孤立対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談窓口として、生活困窮者自立支援法に 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援に係る各種特例措置の継続や生活困窮者の実情に配慮した生活支 	<p>福祉保健部(孤独・孤立)</p>

	<p>基づく自立相談支援機関が各市町村に設置されており、ホームページのほか、チラシ等により周知を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、令和4年7月からは、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置し、生活相談と就労支援とをワンストップサービスで行えるよう相談機能を強化した。さらに、同年11月孤独・孤立に関する相談を受け付ける窓口に拡充した。 ・生活困窮者に直接的な支援として、令和4年6月に、原油価格等物価高騰に伴う生活困窮者の光熱費助成に係る補助制度を創設し、市町村と協調した支援を継続して実施している。 ・さらに、こども食堂への食料提供システムを活用した生活困窮者への食料等支援体制整備について、その中心となる支援員の配置等について現在調整中である。 <p>(参考)</p> <p>○物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金 ※市町村への補助（補助率：県1/2） <交付決定市町村数及び交付決定額（令和5年度4月から6月）> 19市町村・147,963千円</p> <p>(税務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税が困難な方に対しては、地方税法に規定されている徴収猶予制度等の納税緩和措置の適用が可能であるので、納税者個別の実情に応じた柔軟かつ適切な対応に努めている。さらに、個別相談で確認した生活困窮の方々に対しては、適切な福祉サービスにつなげるよう関係機関で情報共有しており、現在の経済状況を踏まえ、より一層窓口担当への徹底を図る。 <p>(人権教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県育英奨学資金の返還に際して、返還が困難となった場合には、一定の要件を満たす場合、申請により一定期間返還を猶予できる制度を設けている。 	<p>援策の検討、各自治体が行う生活困窮者に対する生活再建支援への国の必要な財政措置等について、本年6月に国に対して要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国施策等を踏まえながら、今後も県として必要な生活困窮者支援を行っていく。 ・また、引き続き、奨学金の返還が困難となった場合の返還猶予制度を継続していく。 	<p>対策課) 政策戦略本部（税務課） 教育委員会（人権教育課）</p>
--	---	--	--

<p>4</p>	<p>雇用の安定と公正な労働条件の確保について</p> <p>(1) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催など、労働行政の充実・強化（特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策）をはかられたい。</p> <p>また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。正社員以外の雇用形態で働くパートタイム労働者、契約社員、派遣社員、臨時・非常勤職員の処遇改善や労働環境の整備に加え、正規雇用への転換策を促進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 （R4年度 出前セミナー実績：11件、参加者441名） ・みなくるでは、ハラスメントを含む労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催している。 （R4年度 労働相談件数：3,422件 労働セミナー：13回開催、参加者177名） （R4年度 職場環境改善社内研修講師派遣：47件 うちハラスメント関係の研修を行った事業所：20件） ・県立ハローワークでは、これまでも求職者の希望に寄り添った就職支援を行っているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を経済団体等の協力も得ながら、広報を行い、引き続き労働教育を推進する。 ・令和5年度、時間や場所の制約が少なく、高単価で働くことが出来るリモートワーカーを育成する事業にも着手しており、形態に関わらず、労働者の希望に沿った就業を支援していく。 	<p>商工労働部 （雇用・働き方政策課、産業人材課、県立ハローワーク）</p>
----------	---	--	---	---

<p>(2) 県が誘致した企業や助成金を交付した企業およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応策の強化をはかるとともに、悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月から、労働法令違反を行った企業から求人を受理にできるよう法改正されており、県立ハローワークにおいても、企業から求人が出た際には、雇用条件等が法令に違反していないかを十分に確認した上で受け付けることとしている。 また、労働法令違反に対する指導・監督権限は、国（労働基準監督署等）が所管しており、県立ハローワークにそうした情報が寄せられた際には、国に情報提供を行う等の連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、労働法令違反の案件については、国の機関と連携しながら対処していく。 また、企業からの求人に対しても、雇用条件等の確認はもとより、労働法令違反を行った企業からの求人でないことの確認を徹底していく。 	<p>商工労働部 （雇用・働き方政策課、県立ハローワーク）</p>
<p>5 働く者のための働き方改革に向けた体制強化について</p> <p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、県民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進されたい。</p> <p>また、大学や中学校・高等学校における労働条件等に関する啓発事業を積極的に推進されたい。</p> <p>2024年4月から時間外・休日労働の上限規制が適用される、自動車運転業務、建</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では、中小企業労働相談所（みなくる）で労働相談を実施するとともに、社会保険労務士派遣による就業規則等整備支援、多様な働き方に関するセミナー等により、県内中小企業の働き方改革を推進している。（R4年度 労働相談件数：3,422件、社会保険労務士派遣109件、労働セミナー：13回開催・参加者177名、職場環境改善社内研修講師派遣：47件） 国においても「働き方改革サポートオフィス鳥取」を設置し、働き方改革関連法への対応、従業員の定着や賃金引上げなど、企業からの働き方改革全般の相談に応じている。 県内大学において、就職ガイダンス等で労働局の協力の下、労働条件等を含む働くことに関する知識を深める啓発事業を行った。 <p><学校における啓発事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 大綱において指摘された労働条件に関する理解を深める指導等については、毎年開催する教育課程研究協議会において、担当指導主事が各高校の教員に対して、学習指導要領の趣旨を丁寧に説明し、専門機関との関係強化や指導内容の充実を図っている。また、県教育委員会では、 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、商工団体や国の「働き方改革サポートオフィス鳥取」と連携して、専門家派遣やセミナー実施等により制度の周知を図るとともに、県内企業の働き方改革を促進することにより過労死等の防止を推進していく。 今後も機会を捉え、学生に対する啓発を行うよう、大学に働きかける。 学習指導要領の趣旨を徹底したうえで、公民科や家庭科の授業において、労働法やワーク・ライフ・バランスに関する教育を進めていく。その際に、厚生労働省作成の教員用資料の活用を今一度、各高校に周知していく。また、県教育委員会 	<p>商工労働部 （雇用・働き方政策課）</p> <p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p> <p>教育委員会 （小中学校課、高等学校課）</p>

<p>設事業、医師等については、特段に配慮した施策を展開されたい。</p>	<p>学校が専門機関と連携して、法教育などの充実を図り、生徒が実社会で生きていくために必要な知識等を習得することによって、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育てるとともに、社会参画の意識を高めることをねらいとし、「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施し、県社会保険労務士会等の専門家の話を生徒が直接聞く機会をつくっているところである。</p>	<p>では、毎年12月頃に、社会人としてのマナーやルール、労働環境等について学べる冊子「The 社会人（一般社団法人鳥取県労働者福祉協議会）」を、各高校へ配布しており、この冊子を有効に活用するために、県労働委員会や県中小企業労働相談所みなくる等の専門家を講師として招いて学習会を実施している高校もあり、更なる推進に努めていく。</p>	
	<p><自動車運転業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転者の時間外労働の上限は、令和6年4月から原則月45時間・年360時間、臨時的特別な事情がある場合でも年960時間となり、これも踏まえて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）が改正され、拘束時間の上限の短縮、勤務と次の勤務の間に必要な休息時間が延長される。 ・県では、バス、タクシーの公共交通事業者のドライバー確保に係る経費を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共交通ドライバー確保緊急支援事業（R4.12月補正予算。繰越して実施）：二種免許取得費用、新規採用や広報に係る経費を支援 ② 公共交通ドライバー確保特別対策事業（R5当初予算）：タクシーの経営力強化のためのセミナー開催やバスドライバー求人イベントへの出展費用等を支援 ③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、ドライバー確保の支援やICT技術を活用した生産性の向上の取組等を支援し、公共交通ドライバーの働き方改革に配慮した施策を展開していく。 	<p>輝く鳥取創造本部（交通政策課）</p>
	<p><建設事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設産業は、30歳未満の新規入職者減少の影響が大きく、労働力の減少と高齢化が進んでいる。2024年4月からは時間外労働の罰則付きの上限規制が適用されるが、長時間労働の是正を図る「働き方改革」の取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県においては、年間を通した施工時期の平準化や、工事現場の週休2日工事の試行等の長時間労働を是正する取組を行っている。また、ICT技術を活用した生産性向上の取組などを実施しており、引き続き現場環境改善に向けた「働き方改革」を推進するとともに、建設業の魅 	<p>県土整備部（技術企画課）</p>

			力をPRし、担い手の確保に取り組んでいく。	
		<p><医師></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働時間の上限規制の施行に向け、県内医療機関においては勤務医の労働時間短縮に向けた取組が行われており、県ではこれらの取組に対する支援（社労士等の派遣や財政的支援）を行っているところ。 ・こうした取組の成果として、一般水準（960時間/年）を超える時間外労働を行っている医師数は着実に減少している。 ・なお、地域の医療体制を維持する観点から、当面の間、一定の役割を有する医療機関については暫定的な特例水準の適用が認められており、勤務医の負担軽減（勤務間インターバルの遵守等）と地域医療体制の維持の両立が図られるよう、同水準の適用を目指す医療機関への伴走支援を実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医師の働き方改革の推進に向けて、所要の支援を行いつつ、地域医療体制への影響を注視し、機動的な対策を行っていく。 	福祉保健部（医療政策課）
6	<p>すべての労働者に対する</p> <p>職業能力開発機会の充実について</p> <p>(1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、すべての働く者・働くことを希望する者が自己の職業能力を最大限に開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるようPRを進め、県内においてポリテクセンター鳥取と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立産業人材育成センターにおいて、離職者の早期就労や在職者のスキルアップを目的に、職業訓練を実施している。実施にあたっては、ポリテクセンター等の各訓練機関が参集する鳥取県地域職業能力開発促進協議会等において、求職者の動向や訓練ニーズに対応した企画検討を行うとともに、鳥取労働局やポリテクセンターとも連携し、広報紙やホームページ等で広く周知を図るなど、適切な職業訓練の提供に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者の動向や訓練ニーズに応じた職業訓練を実施するとともに、より多くの方への周知を図るなど、引き続き関係機関と連携して、受講機会の確保・拡大に取り組んでいく。 ・また、生活スタイルに応じ、柔軟な働き方を比較的实现しやすいデジタル分野への就労を目的とした訓練を充実していく。 	商工労働部（産業人材課）

	<p>した適切な職業能力開発機会を提供されたい。</p>			
	<p>(2)「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者の個別の事情や希望を踏まえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行われたい。そのため県立ハローワークなどの支援機関の相談体制を引き続き強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月に鳥取労働局、県、経済団体、支援団体等で構成するとっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、令和2年度から令和4年度までの3年間、就職氷河期世代への集中取組期間とし、各界が一体となって就職氷河期世代の就労支援や社会参加の促進、ひきこもり対策等を実施してきた。 なお、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化に伴い、令和5年度から令和6年度の2年間、第2ステージと位置付け支援期間が延長された。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで就職氷河期世代を対象とした企業見学ツアーやピアサポートセミナーを実施してきたところであるが、国の支援期間延長に伴い、県では就職氷河期世代の正規雇用マッチング促進のための求職者向け・企業向けセミナーの開催、正規雇用促進のための企業向け補助金を創設して支援を強化することとしている。 職業訓練についても、介護福祉士、保育士及び栄養士の国家資格を取得し正規雇用を目指す長期課程の訓練をはじめ、基礎的なパソコン操作や医療事務等、多種多様な短期課程の訓練を実施により、引き続き支援していく。 	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課、産業人材課)</p>
<p>7</p>	<p>障がい者雇用について</p> <p>障がいの有無や種類、程度にかかわらず働ける社会の実現に向け、すべての事業者による職場における合理的配慮が確実に提供されるよう、障害者差別解消法の周知・広報や支援を徹底し、障がい者雇用を促進さ</p>	<p><合理的配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用分野での障がい者への合理的配慮の提供は、障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月1日から民間事業者にも義務付けられている。 令和4年9月、県内事業主に対し、雇用の分野での障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について、改めて周知を行った。 さらに、令和5年4月、県内事業主に対し、令和6年4月からの障害者法定雇用率の引上げ及び障害者差別解消法の改正について、改めて周知を行った。 <p><障がい者雇用促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用への理解を深め、雇用促進につなげるため、 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の促進を図るため、9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、知事、労働局長及び教育長の3者で、県内の経済4団体(経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会)に対し、障がい者雇用の要請を行うとともに、令和5年度から各事業者団体に対しても要請を行った。 また障害者雇用促進法にもとづく合理的配慮の提供義務についても引き続き周知を行っていく。 障がい者雇用アドバイザーの企業訪問による働きかけや「企業トップセミナー」の 	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>

<p>りたい。</p> <p>また、障がい福祉サービスを充実するとともに、雇用・福祉施策の連携の強化により、働きづらさを抱えるすべての者が働き続けることができるよう、必要な措置を講じられたい。</p> <p>併せて民間企業の法定雇用率が 2024 年 4 月に 2.5%、2026 年 7 月に 2.7%と段階的な引き上げが予定されており、先見的な措置を講じられたい。</p> <p>(参考) 鳥取県における 2022 年「障害者の雇用状況」集計結果〔2022.06.01 現在 2022.12.23 発表〕</p> <p>【民間企業 (法定雇用率 2.3%)】</p> <p>実雇用率 2.39% (全国平均 2.25%)</p> <p>法定雇用率達成企業割合 60.3%</p> <p>(前年比+0.2 ポイント)</p>	<p>経営者・管理職等を対象とする「障がい者雇用企業トップセミナー」を開催した。(53 人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者雇用アドバイザー (県会計年度任用職員)」を県庁に 1 名配置し、障害者就業・生活支援支援センター、ハローワークと連携して法定雇用率未達成企業を訪問するなど、障がい者新規雇用の働きかけや相談対応を行っている。(R4 実績 258 件訪問) ・障がい者雇用を検討している事業所等を対象に、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる県外事業所の企業見学交流会を実施し、障がい者雇用に向けた機運を醸成した。(実績：1 回 (14 名参加)) ・就労困難者 (中間的就労体験者・障がい者) の一般就労の受け皿を広げるため、新たに採用した就労困難者の就労に必要な施設・設備・備品の導入への支援策を令和 5 年 6 月補正で事業化した。 <p><働きやすい環境づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度、障がい者が働きやすい職場づくり検討会を立ち上げ、必要な取り組みを検討しており、一般就労する障がい者が働きやすい職場づくりガイドブック、障がい者雇用の取組事例紹介動画 (6 社) を製作した。令和 5 年度も業種を拡げ、障がい者雇用の取組事例紹介動画 (6 社) を製作中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不当的差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められている。また、令和 3 年 5 月には法改正が行われ、これまで努力義務とされていた民間事業による合理的配慮の提供が令和 5 年 4 月 1 日から義務化されることとなった。 	<p>開催により、経営者層の障がい者雇用への理解を深め、障がい者雇用の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度製作の一般就労する障がい者が働きやすい職場づくりガイドブックや令和 4 年度及び令和 5 年度製作の障がい者雇用の取組事例紹介動画の普及を行い、障がい者の職場定着の促進を図る。 	<p>福祉保健部 (障がい福祉課)</p>
---	---	--	-----------------------

	<p>【地方公共団体等（同 2.6%、 県・市町村の教育委員会 2.5%）】</p> <p>県 3 機関（3.28%）、</p> <p>県・市町村教育委員会（2.74%）、</p> <p>独立行政法人 3 機関（2.66%）達成。</p> <p>市町村の 27 機関（2.97%）達成</p> <p>（11 月 1 日時点）。</p>		<p>続けられるよう、雇用・福祉部局の連携を図りながら、障がい福祉サービスの充実に引き続き取り組んでいく。</p>	
8	<p>外国人労働者が安心して働くことのできる環境整備について</p> <p>政府において外国人技能実習制度および特定技能制度の見直しが進められていることから、外国人労働者の人権保護が強化される見直しとなるよう国に働きかけられたい。</p> <p>また、技能実習生を含む外国人労働者が地域住民と共生し安心して仕事と暮らしの両立ができるよう、多言語に対応した人材</p>	<p><技能実習、特定技能制度></p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が令和 4 年 12 月以降に開催されていて、令和 5 年 5 月に中間報告書が法務大臣に提出された。最終報告書は令和 5 年秋頃に提出される見込みである。 特定技能 2 号の対象分野拡大について、特定技能 1 号の 1 2 の特定産業分野のうち、他の在留資格がある介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能 2 号の受入れを可能とすることが、令和 5 年 6 月 9 日に閣議決定され、同年 8 月 31 日付けで関係省令が改正・施行された。 <p><相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県多文化共生支援ネットワークの下に相談窓口を設置し、県内在住外国人、外国人材を雇用している事業者、雇用を検討している事業者等からの相談に対応している。以下 3 つの相談窓口が連携するとともに、相談内容に応じてネットワーク参画機関の協力を仰ぎながら対応している。 <p>(1) 外国人材受入れ・共生相談窓口（県雇用政策課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国における技能実習、特定技能制度の見直しに係る検討状況を引き続き注視し、必要に応じて国へ要望を行う。 多言語対応が可能な相談窓口をはじめ、各相談窓口と連携し、相談対応に努める。 引き続き、やさしい日本語や多言語による情報発信に努める。 引き続き、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外国人労働者の方を含めた外国人全体が暮らしやすいよう、共生社会の実現に努めていく。 	<p>商工労働部 （雇用・働き方政策課）</p>

<p>を配置した専門部署やワンストップ窓口を設置し、相談・支援体制を更に強化された。</p> <p>また、外国人労働者への情報提供については、引き続きやさしい日本語をはじめ多言語による提供を徹底されたい。</p> <p>(参考) 2022年10月末現在の 外国人労働者数</p> <p>鳥取県：3,072人(前年比104人増)</p> <p>：683事業所 (前年比27事業所減)</p> <p>〈国籍別〉ベトナム1,136人 中国459人ほか</p> <p>島根県：4,613人(前年比21人増)</p> <p>：814事業所 (前年比36事業所増)</p> <p>全 国：1,822,725人</p>	<p>対象者：県内事業者等 R4相談実績：19件</p> <p>(2) 鳥取県雇用サポートデスク(鳥取県行政書士会) 対象者：県内事業者、県内在住外国人 等 R4相談実績：20件</p> <p>(3) 鳥取県国際交流財団相談窓口((公財)鳥取県国際交流財団) 対象者：県内在住外国人 R4相談実績：434件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生コーディネーターの配置：鳥取(ベトナム語) ・国際交流コーディネーターの配置：鳥取(英語、中国)、倉吉(中国、ベトナム)、米子(中国、ベトナム) <p>曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる。</p> <p>※そのほか、鳥取労働局では、労働相談窓口に英語とベトナム語の通訳を配置し、対応している。</p> <p><外国人労働者への情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流財団より、県内在住外国人に対して、生活や防災等の情報提供を行っている。 <p>①facebookによる多言語での発信。(英語・やさしい日本語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、ベトナム語)</p> <p>②国際交流財団のホームページにて周知。(日本語、英語、中国語(簡体字)、ベトナム語)</p>	
--	--	--

	(前年比 95,504 人増) : 298,790 事業所			
9	<p>地域別最低賃金について</p> <p>生活不安、雇用不安を抱える中で地域別最低賃金は、社会安定のセーフティネットである。2022 連合リビングウェイジ（単身者の最低生計費をクリアする賃金水準）では鳥取県時給換算額は 1,020 円である。経済財政運営の指針「2022 骨太の方針」には、「できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円以上となることをめざし、引き上げに取り組む」とした方針が示された。</p> <p>現在の地域別最低賃金の全国加重平均額 961 円で、東京の 1,072 円が最高である一方、鳥取県（854 円）を含む 17 県では未だ 860 円未満であり、地域間格差が拡大している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されている。8 月 9 日に審議会の答申が行われ、本年 10 月 5 日からの鳥取県最低賃金は、現行の時間額 854 円を 46 円引き上げ、時間額 900 円となった。 県では価格適正化や賃上げによる経済の好循環を実現していくため、令和 5 年 7 月 13 日から、取引価格適正化や生産性向上、業務改善等についての専門家相談窓口を開設し、電話・オンライン相談、訪問指導を実施している。 また、一定の賃金アップを行うための生産性向上や業務改善等の取組を支援する賃金アップ環境整備応援補助金を令和 5 年 7 月に制度改正し、補助対象者及び補助対象事業所の拡充、対象となる事業所内最低賃金の範囲の拡大、補助上限額の引上げを行った。 大幅な最低賃金引上げで、国においても賃上げ支援の助成金（業務改善助成金）が 8 月 31 日に制度拡充されたことから、県と労働局が連携して最低賃金引上げと県・国の支援策を集中的に広報している。 最低賃金の改正にあたっては、改正額、発効期日とともに、県が発注する業務委託において最低賃金法違反が発生することのないよう全庁に通知し、周知徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、労働局を含め関係機関と連携しながら、価格適正化や賃上げによる経済の好循環を実現するための相談窓口の周知や生産性向上による賃上げ支援策の活用促進などを通して、県全体の賃金水準の底上げを図っていく。 	<p>商工労働部 （雇用・働き方政策課、企業支援課）</p>

<p>鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。</p> <p>加えて、10月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。</p>		
--	--	--

< 福祉・社会政策 >

<p>10 あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現について</p>	<p>・ハラスメント防止に関する取組として、中小企業労働相談所「みなくる」において、労働相談への対応やセミナーの開催、社内研修への講師派遣など、事業主と労働者双方に対して支援をしている。また、県では、事業主に対して専門家派遣（社会保険労務士等）によるハラスメント防止に係る就業規則整備支援も行っている。</p>	<p>・引き続きみなくる等と連携し、各種ハラスメントの防止をはじめとした働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。</p> <p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p>
---	---	---

<p>(1) ハラスメント対策関連法による就職活動中の学生や顧客・取引先など第三者に対するハラスメントに関する事業主の防止措置義務の周知徹底をはかるとともに、あらゆるハラスメントの根絶に向けた就業環境の整備に取り組まれない。</p>			
<p>(2) 鳥取県「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」等の実効性を高める取り組みと県民への見える化をはかるため、女性応援課などの担当部署の一層の体制強化に加え、関係機関への財政支援を通じた機能の強化・充実や地域の多様な主体との積極的な連携を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、副知事を座長とした庁内推進体制を構築し、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって実施されるよう、各部署が連携して取り組んでいる。 ・さらに、「鳥取県男女共同参画審議会」や「女星活躍とつとめ会議」において、男女共同、女性活躍等に関する施策の検討・進捗管理を行い、商工団体等関係機関や事業者と一体となって取り組んでいる。 ・また、男女共同参画推進の拠点施設「男女共同参画センター」では、市町村や民間団体と連携したセミナーや出前講座等の普及啓発、相談支援、図書・啓発 DVD 貸出等の情報提供、男女共同参画に取り組む団体への活動支援などを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容を着実に実行するため、引き続き、商工団体、労働団体等関係機関と連携し、男女共同参画及び女性活躍の推進に取り組み、施策の実施状況等について、県ホームページ等を活用して広く周知を図っていく。 ・併せて、「男女共同参画センター」では、普及啓発、情報提供、相談支援等に取り組むほか、同センターの活動団体支援措置について幅広い利用を呼びかける等、男女共同参画の一層の推進に取り組む。 	<p>地域社会振興部（女性応援課）</p>

	<p>(3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏(別姓)制度の早期導入を国に働きかけられたい。</p> <p>また、LGBT理解増進法(性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律)の施行状況を検証するとともに、パートナーシップ条例に代わる独自制度としての「事実婚」対応の検証と、市町村と連携した同性パートナーの権利確保を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)については、令和5年6月23日に公布・施行されたところであり、今後国において基本計画が策定される。 ・また、パートナーシップ制度については、制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられるよう対応しており、この対応については多様な性を認め合う社会づくり研究会において、「もっと周知を図った方がよい」など前向きな評価をいただいたほか、「他の自治体で取り組んでいるパートナーシップ制度的なものはあったほうがよい」「届出制度や電子申請などができたらいい」などの御意見も伺ったところ。 ・「選択的夫婦別姓制度」については、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月)において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」こととされている。 ・令和5年7月に、全国知事会が国に対して行った「ジェンダー平等の実現に向けた提言」の中で当該議論を進めるよう要望を行ったところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT理解増進法(性的指向およびジェンダーアイデンティティに関する国民の理解増進に関する法律)については、今後の国の動き等を注視していく。 ・また同性パートナーの権利確保については、性的マイノリティの方にとってより暮らしやすい社会にするための施策のあり方について研究するために設けた「多様な性を認め合う社会づくり研究会」等で、当事者や有識者の御意見を伺い、同性カップルやその子や親も届出対象とする「とっとり安心ファミリーシップ制度」を構築し、令和5年10月1日から運用を開始することとしている。 ・選択的夫婦別姓制度については、国において様々な観点から議論されるものと認識しており、全国知事会を通じて議論を進めるよう国に対して要望も行ったところ。引き続きその動向を注視していく。 	<p>地域社会振興部(人権・同和対策課)</p> <p>地域社会振興部(女性応援課)</p>
11	<p>人権尊重の社会づくりについて</p> <p>インターネットやSNSを乱用した「鳥取ループ・示現舎」に代表される部落差別の拡散助長活動に法規制が追い付いておらず、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の迅速な救済に向けて、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(通称:プロバイダ責任制限法)の一部改正法が令和4年度に施行された。しかし、侵害情報の送信防止措置(削除等)を講じるか否かについては、プロバイダ等の判断に任されている。 ・このため法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に講じるよう従前より毎年度要望を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国に対しては、引き続き「プロバイダ責任制限法」や「部落差別の解消の推進に関する法律」の改正も含めた実効性のある人権救済制度の確立を求めて参りたい。 ・併せて、インターネット上の部落差別等の不適切な書き込みをはじめとする様々な人権課題の解消に向け、国において、予算の充実確保など、必要な財政措置等を行うよう要望を行っている。 	<p>地域社会振興部(人権・同和対策課)</p>

<p>現在も部落差別拡散助長動画が配信され不特定多数が閲覧できる状況にある。ネットモニタリングなどによる監視・削除要請とともに、早期の法規制を国に働きかけられたい。</p> <p>また、「部落差別の解消の推進に関する法律」に、「同和地区の適示は違法であり、許されることではない」ことを盛り込む改正および、地方自治体が具体的な取り組みを行うための予算措置等の強化を、国に求められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に「全国部落調査」復刻版出版事件の東京高裁判決では、「差別されない権利」が新たに認められ、被差別部落地名リストを公開するのは違法との判断が示された。また、令和4年7月にはインターネット上の誹謗中傷対策で「侮辱罪」が厳罰化されたところである。 ・鳥取県では、令和元年7月に県、市町村、及び賛同するその他の協力団体において、差別的な書き込みに対し効率的、効果的に削除依頼を行う等、適切な対応を行うことができるよう鳥取県同和対策協議会の作業部会として、ネットモニタリング・ネットワークを発足し、先進地の取組研究や情報共有等を進めてきており、令和4年4月から、同ネットワーク体制を再構築し、取組を強化した。 ・国に対しては、インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、現行法等では有効な手段が採れない状況を踏まえ、実効性のある対策を講じるよう要望しているところである。 		
<p>1 2 生活困窮者自立支援体制確立について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の更なる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国では、生活困窮者自立支援制度の充実、支援強化に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介のほか、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業等を実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、生活困窮者自立支援事業の質の改善に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業、担当者向け研修等を実施されており、本県においても当該支援制度を活用しているところである。 ・県においても、令和5年度6月補正予算で、孤独・孤立に係る先進事例・優良事例等について、市町村等の関係機関で共有する取組を行うこととしている。 	<p>福祉保健部 (孤独・孤立対策課)</p>

<p>(2) 企業への委託事業である就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な対応をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県における認定就労訓練事業所は、令和5年7月現在で8団体。 ・県及び鳥取市（中核市）において、就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎、就労訓練事業の実施状況に関する情報公開、就労支援に必要な措置、安全衛生等の作業条件等の認定基準に基づき認定。 ・認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受けて生活困窮者や生活保護受給者を受け入れ、自立相談支援機関と連携して利用者に対する適切な支援の実施を確保することとされている。 ・令和4年度実績：7事業所7名受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労訓練事業所の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格な審査を行っている。 ・また、就労訓練事業の実施は、自立相談支援機関によるあっせんが前提となっているため、貧困ビジネス等の不適切事案が発生しないよう、引き続き各自立相談支援機関と連携を図っていく。 	<p>福祉保健部 （孤独・孤立対策課）</p>
<p>(3) 生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施されたい。</p>	<p>【生活困窮者自立支援制度に基づく県事業の委託状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・就労準備支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・家計改善支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・学習支援事業：大山町社協 ・市町村支援事業（バックアップ事業）：県社協 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度に基づく県事業においては、社会福祉協議会等への事業委託も活用して実施している。 ・財源となる国補助事業が単年度であること等も踏まえ、委託事業の複数年契約については、県事業において現時点で実施の予定はないが、委託事業者の選定にあたっては、地域の関係機関や住民とのネットワーク構築の観点から、委託事業者の継続性等も考慮している。 ・引き続き、社会資源を有効に活用した事業実施に努めていく。 	<p>福祉保健部 （孤独・孤立対策課）</p>
<p>(4) 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立されたい。 特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法改正（H30年4月施行）により、市町村が属性を問わない包括的な支援体制づくりに努める旨が盛り込まれた。 ・また、令和2年6月にも社会福祉法が改正され、包括的な支援体制構築のための新たな事業が創設。属性を超えた支援を円滑に行うことを目的に、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な施行を行うことができる新たな交付金も創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市町村において、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備、充実していただくことが重要と考え、人材育成等の従来からの取組に加え、令和2年度からは、専門チームによる市町村への助言や補助制度等を実施している。 ・今後も、市町村が包括的な支援体制を整 	<p>福祉保健部 （孤独・孤立対策課、長寿社会課）</p>

	<p>増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討されたい。</p>	<p><就労></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立ハローワークでは、これまでも担当就業支援員による伴走型支援により、高齢者など特に手厚い支援を要する者を含め、求職者に寄り添ったマッチング支援を行っている。 ・また、令和4年7月から、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置し、生活困窮者の生活と就労の相談をワンストップで対応する体制を整備した。 	<p>備、充実していけるよう支援していく。</p>	
<p>13</p>	<p>子どもの貧困対策について</p> <p>(1) 地域における子どもの生活実態を把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障されたい。</p> <p>(2) 子どもの7人に1人が貧困とされている状況の中で、県内子ども食堂が子どもの居場所づくりの場として活用され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進するため、県（知事部局）は、市町村に以下の経費を補助している。 <ol style="list-style-type: none"> ①国庫補助制度の対象とならない一般世帯の子どもを含めた学習支援を実施する場合の一般世帯の子どもの経費 ②放課後児童クラブを活用して、生活困窮世帯等の子どもを含めて学習支援を行う場合の経費 ③ひとり親家庭を対象とした学習支援を実施する経費 ・また、県教育委員会においても、放課後子ども教室や地域未来塾等の小中高生を対象とした学習支援活動を実施する市町村に補助している。なお、R5年度は、知事部局と教育委員会を合わせて全市町村で事業実施されている。 ・また、市町村が、民間事業者の行う子どもの居場所づくり事業の立上経費又は運営経費を支援する場合、県は市町村に対し当該経費を補助している。R4年度末時点で、子ども食堂等の子どもの居場所は県内に75箇所あり、その充足率は全国第3位である。なお、R5年度は7市町で事業実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県立ハローワークにおいて、高齢者を含め、就職困難者に寄り添ったマッチング支援を行っていくとともに、「生活困りごと相談窓口」との連携により、生活困窮者の生活と就労の相談をワンストップで対応していく。 ・子どもの生活実態の把握については、子どもの経済状況や生活状況を把握するため、R5年度秋に「子どもの生活状況調査」を実施する予定である。調査結果については、「シン・子育て王国とっとり計画（仮称）」策定の基礎資料とするほか、各種施策の検討に活かし、引き続き貧困対策に必要な支援を行っていく。 	<p>商工労働部（県立ハローワーク）</p> <p>子ども家庭部（家庭支援課）</p> <p>子ども家庭部（家庭支援課）</p>

	<p>ている。子ども食堂への支援策を含めて、県としての子ども貧困対策を充実強化されたい。</p>			
	<p>(3) 子ども食堂の支援策として、行政窓口（出先機関含む）等にフードドライブ受付箱の設置を検討されたい。通年した県民総がかり的な取り組みとなるよう広報活動にも取り組まれたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減の観点から、家庭や事業所等で余っている食品を持ち寄り、食糧支援団体等に提供する「フードドライブ」を実施し、活動に対する理解と認知向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からフードドライブ活動を年1回から年3回に増やすとともに、全市町村及び県にも受付窓口を設置して実施しており、あわせて県民への周知及び広報に取り組んでいる。また、この期間以外でも、余剰食品等の情報があつた場合、関係機関等に情報を提供し、食品等を提供している。 	<p>生活環境部（循環型社会推進課）</p>
	<p>(4) ヤングケアラーの社会的認知度向上の取り組みを強化し、地域での把握と支援につなげる仕組みづくりを進めるとともに、子どもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭への総合的な支援などを強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県としてもヤングケアラー対策は早急に取り組むべき課題と認識しており、令和3年度は児童相談所に相談窓口を設置し支援体制を構築するとともに、メディアや啓発用リーフレットを作成するなどしてヤングケアラーの認知度向上に努めてきた。 令和4年度は、電話相談窓口を24時間化するとともに、LINE相談窓口の開設、ヤングケアラーオンラインサロンの月1回開催など、ヤングケアラーの支援体制を強化している。子ども自身や周囲の方をはじめ社会全体がヤングケアラーについて知り、気付きの感度を上げることが必要であり、その中でも、子どもが長時間を過ごす学校での教職員の気付きが早期発見・把握につながるため、教育委員会と連携して取組を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の取組を継続するとともに、令和5年度6月補正予算で計上された以下の事業を通じ、ヤングケアラーの認知度向上、早期把握、支援の強化を引き続き行っていく。 ヤングケアラーのための SNS 上の集いの場 ヤングケアラー出前授業 また、対策会議の意見等を参考にすることで今後もアウトリーチや将来のキャリアパスを含めた相談体制の構築、家事代行支援等新規対策の検討を引き続き進める。 	<p>福祉保健部（孤独・孤立対策課）</p>
14	<p>介護業界におけるケアマネジャー(主任含む)の法定研修費用の支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき法定研修を実施しているところ。介護保険制度の要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上及び研修受講者の負担軽減を図るため、研修実施機関に「地域医療介護総合確保基金」を活用して研修経費を補助して 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修については令和6年4月から雇用保険における教育訓練給付制度の指定講座となるよう申請手続きを進めているところ。当該制度の指定講座となること 	<p>福祉保健部（長寿社会課）</p>

<p>専門知識等を必要とするケアマネジャーは、その業務を行うにあたっては、法定の研修（実務者、更新、主任、主任更新 等）を受講する必要があるが、その研修費用は決して安価とは言えない。また、その費用負担は法人ごとに異なり、個人で負担するケースも多くなっている。</p> <p>このような現状を鑑み、厚生労働省は、各種研修費用の負担軽減の一助となるように、「地域医療介護総合確保基金」や雇用保険の「教育訓練給付」などの活用も果たっており、このような基金や給付金なども活用して各種研修費用の負担軽減につながるよう支援されたい。</p>	<p>いる。</p> <p><県内のケアマネの現状> 介護支援専門員名簿登録者数 1,891人 (令和5年5月11日時点)</p> <p>過去3年の研修受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度 実務：265人 更新：167人 主任：38人 主任更新：38人 ・R3年度 実務：234人 更新：317人 主任：57人 主任更新：103人 ・R4年度 実務：224人 更新：179人 主任：32人 主任更新：88人 	<p>で、受講希望者の自己負担額を2～4割軽減することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「地域医療介護総合確保基金」を活用した研修経費の助成についても継続して行い、受講者の費用負担の軽減に繋がるよう支援していく。
<p><行財政政策></p>		

公契約条例及び

公共サービス基本条例の制定について

(1) 公正労働基準を確保するため「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリングの導入」を定め、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民の福祉の増進に寄与することを目的とした「公契約条例」を制定されたい。

【他県の状況】

- 公契約の基本理念を定めた条例
 - ・「長野県の契約に関する条例」(H26. 4. 1 施行)
 - ・「岐阜県公契約条例」(H27. 4. 1 施行)
 - ・「愛知県公契約条例」(H28. 4. 1 日施行)
 - ・「沖縄県の契約に関する条例」(H30. 4. 1 日施行)
 - ・「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」(R3. 3. 26 施行)
 - ・「滋賀県が締結する契約に関する条例」(R4. 4. 1 施行)
 - ・「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5. 4. 1 施行)
 - 公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例
 - ・「奈良県公契約条例」(H27. 4. 1 施行)
 - ・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28. 4. 1 施行)
- いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21. 9. 30 施行)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。
- 【県議会での対応】
- ・平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された(平成 21 年 3 月 25 日)。

- ・最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。
- ・本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、契約事務処理要領に盛り込み、研修等で周知徹底を図っている。
- ・今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。

会計管理部
(会計指導課)

- ・指定管理者の業務状況については、現状、以下のとおり各施設所管課において確認を行っている。
- ・毎月の業務報告の作成・提出(標準協定書に記載)
- ・年 1 回事業報告書を提出(指定管理条例)させ、実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表(指定管理業務点検要領)
- ・指定管理中間年終了後に、外部評価を実施(指定管理業務点検要領)

- ・指定管理者の業務状況については、各指定管理者と結ぶ協定書の中で毎月の業務報告等を求めているなど、一定の業務モニタリングを実施している。また、年 1 回実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表するとともに、指定管理中間年終了後に外部評価を実施し、評価結果を次期指定管理の選定時に反映させるなど、引き続き様々な手法・視点で点検し、ホームページで公表していく。

総務部(行財政改革推進課)

(2) 公共サービスの質の確保と自治体の

- ・公共サービス基本法は平成 21 年 5 月に成立。公共サービスに関する基本理念、行政の責務と役割分担、従事者

- ・公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、パスポート発給事務の充実、住民により身近

総務部(行財政改革推進

	<p>責務を明確化するために「公共サービス基本条例」を制定されたい。</p>	<p>の適正な労働条件の確保などを定めたもの。地方公共団体は、基本理念にのっとり公共サービスを実施する責務を有すると定められている。</p>	<p>な主体が福祉サービスを提供するための福祉事務所の市町村移管、雇用の安定にも配慮し指定管理期間の3年から5年へ延長するなどの施策を行ってきた。また、指定管理者については、引き続き業務の状況を定期的に把握するとともに管理状況をホームページで公表し、透明性の確保にも努めていく。</p>	<p>課)</p>
<p>16</p>	<p>各種選挙における</p> <p>投票率向上に向けた取組について</p> <p>(1) 第20回統一地方選挙において4月9日投開票された県知事選挙の投票率は48.85%と過去最低を記録し、前回から約4ポイント下がり、50%を割り込んだ。県議選においても鳥取市選挙区、米子市選挙区ともに知事選同様、前回から約4ポイント下げるなど投票率の低下が危惧されている。</p> <p>これまでも投票率を上げる有効な手段として、身近な期日前投票所について要請してきたが、再度有権者の生活行動(買</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 ・米子市 イオン米子駅前店 ・倉吉市 パープルタウン ・また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置している。 ・なお、平成28年4月の公職選挙法の改正により、属する投票区に関係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となったが、共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、県内では設置事例がなく、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組であり、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的な取組を働きかけていく。 ・また、県、市町村、専門家等を交えた県研究会(投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会)を発足し、投票率低下の現状・課題・要因を分析するとともに、県民の政治参加を促進するための方策の検討を行うこととしている。 	<p>地域社会振興部(市町村課(選挙管理委員会事務局))</p>

<p>い物や交通施設を利用した移動等)を踏 まえた利便性が高く頻繁に人の往来が見 込める施設(百貨店やスーパー等の大型 商業施設内、駅舎内等)等へ期日前投票所 を更に増設されたい。</p>			
<p>(2)引き続き、民主的社会の形成者を育ん でいくために、学校における主権者教育 を推進され、社会の一員として自立し、権 利を行使することにより社会に積極的に 関わろうとする主権者の育成をはかれ たい。</p>	<p>・学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意識等について授業(選挙出前講座)を行っている。</p> <p><選挙出前講座の実施状況> R4年度実績:26回(小0、中1、高21、特別支援4) R3年度実績:19回(小0、中1、高14、特別支援4) R2年度実施:28回(小2、中1、高20、特別支援5) R元年度実施:24回(小1、高19、特別支援4)</p> <p><啓発冊子「政治と選挙」の作成> ・選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000部)し、県内高校(公立・私立)3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。</p> <p>・県立高校では、政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚をもった未来の主権者を育成することを目的として、主権者教育に取り組んでいる。具体的には、模擬選挙等の実践的な教育活動と併せて、総務省・文部科学省が作成した副教材の活用や「現代社会」(「公共」)又は「政治・経済」の授業などで、選挙制度の仕組み等についての学習を行っている。また、グループ討議やディベート等を行い、生徒が自ら考え、意見を持ち、表現していく学習</p>	<p>・主権者教育の推進については、教育機関と連携した選挙出前授業の実施に引き続き取り組んでいく。</p> <p>・また、投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会において、若年層の政治参加を促進するための方策の検討を行うこととしている。</p> <p>・県立高校では、公民科、総合的な探究の時間、LHR等の特別活動における学習を通して、引き続き民主主義の理念や仕組みに関する知識、政治的教養を身に付けることができるように努めていく。また、話し合いや討論、生徒会選挙、生徒総会や各種委員会の活動、模擬選挙、地域課題解決型学習等の体験的な学びを通して、主権者教育の充実を図っていく。</p>	<p>地域社会振興部(市町村課(選挙管理委員会事務局))</p> <p>教育委員会(高等学校課)</p>

		にも取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・その中で、例えば校則については、各高校において、生徒が校則について考える時間を設定し、その見直しについて協議するといった積極的な取組を促していく。 ・自分たちの行動が変化につながることで、生徒一人一人が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けることができるよう努めていく。 	
	<p>(3) マイナンバー制度を活用したデジタルデバイス対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入について具体的に検討されたい。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、現在、在外選挙に関してインターネット投票の実現に向けて検討を行っているところであるが、国内におけるインターネット投票については、技術的には在外選挙インターネット投票の延長線上にあるが、選挙の公正確保などとの関係からなお議論が必要とされている。 ・郵便等投票は、身体に一定程度以上の重度の障がいがある者又は介護保険の要介護状態区分が要介護5の者が利用することが可能。 ・総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成29年6月）において、郵便等投票の対象を現行の要介護5から要介護3の者まで拡大するよう提言がなされたことを踏まえ、現在、議員立法により公職選挙法を改正する動きがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票率向上及び国民の政治参加促進の観点から、インターネット投票の実現に向けた検討及び郵便等投票の対象者の拡大について国に制度改正等を要望しているところであり、引き続き、投票制度が選挙人にとってより利便性の高いものとなるよう、国に対して要望していく。 	地域社会振興部（市町村課（選挙管理委員会事務局））
17	<p>参議院選挙における合区解消に向けて</p> <p>参議院選挙における合区については、都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法の改正により、一部拘束名簿式（特定枠）が導入された。これにより、制度の運用次第によっては、全ての都道府県から代表を参議院に送ることが可能となった。しかしながら、鳥取県から選出された議員を確実に参議院に送るためには、合区を解消し、鳥取県選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の参議院選挙に向けて、憲法改正等により、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消し、都道府県単位による選挙区選挙制度を実現するよう国に求めており、令和4年度は7月及び 	地域社会振興部（市町村課（選挙管理委員会事務局））

<p>道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を果たすため、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度の抜本的な見直しについて、引き続き、国に働きかけられたい。</p>	<p>区を置くことが必要であり、抜本的な選挙制度の見直しが必要である。</p>	<p>11月に、令和5年度においても6月に合区解消を求める国要望を行ったところである。また、全国知事会としても積極的に衆・参議院議長、各党代表者等に対し、合区解消の要請活動を行っており、今後も引き続き国要望・要請活動を行っていく。</p>	
--	---	---	--

<教育政策>

<p>18 教育の機会均等の保障、 教育環境施策の拡充について</p> <p>(1) 「地域移行型」の部活動改革を推進するため、統合型地域クラブの創設・運営に対する財政援助等、支援体制の充実をはかられたい。また、部活動の地域移行の停滞や地域間・家庭間格差を招くことのないよう、社会教育の基盤整備のための</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内公立中学校等の休日の部活動の地域移行が推進されるよう、県教育委員会が中心となり「地域クラブの整備充実」「指導者の確保」「教員の負担軽減」等の方策等を定めた県計画を策定したところ。 ・当該計画により、令和6年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った市町村、学校、種目等から具体的取組を推進していく予定。 ・地域移行に当たり統合型地域スポーツクラブも受皿の一つになり得る。県では（公財）鳥取県スポーツ協会にクラブアドバイザーを配置し、統合型地域スポーツクラブの創設・活動等に関するアドバイスや講習会等を行っている。また、クラブの創設や運営費等に要する経費はスポーツ振興くじ助成金（（独法）日本スポーツ振興センター）の対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型地域スポーツクラブに関しては、引き続きクラブアドバイザーによる活動支援や助成金活用へのアドバイス等を通じ、地域移行に取り組む市町村や学校等のニーズに応じていく。 ・地域移行や合同部活動に係るR5国実証事業（県内では鳥取市・南部町が実施）の成果や国施策も勘案しながら、県計画も踏まえ、市町村等に対する支援方策を引き続き検討していく。 	<p>地域社会振興部（スポーツ課） 教育委員会（体育保健課）</p>
---	---	--	--

<p>財源確保と、市町村への財政支援を実施されたい。</p>			
<p>(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤配置を行い、福祉関係機関等との連携など教育相談体制の充実をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーは全公立中・高・特別支援学校に配置し、中学校配置のスクールカウンセラーが校区内の小学校に対応している。 ・スクールソーシャルワーカーは、県立学校に8名（高等学校5名、特別支援学校3名）配置し、全県立学校に対応している。また、県内18市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、県は事業費の補助を行っている。 ・困難さを抱える児童生徒の中には、福祉分野等との具体的な連携体制がないと根本的な課題解決が難しい場合があり、スクールソーシャルワーカーが校内ケース会議に入り、学校外の支援機関との連携等について助言するなど、福祉・医療等との連携援助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒個々の要因・背景に着目し、実効性のある支援を迅速に行っていくよう、児童生徒の表情や言動から変化に気づき支援につなげる教職員の力量を高める研修会の実施、ケース会議等でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが専門的視点で助言・援助を行いやすくなる組織体制づくりの推進等に引き続き取り組んでいく。 	<p>教育委員会 (いじめ・不登校総合対策センター)</p>
<p>(3) 子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、教職員の多すぎる業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるようにされたい。同時に、教材研究、授業準備の時間を保障する人的条件整備をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の働き方改革には従前から取り組んでおり、令和3年4月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消を目標に各種取組を推進しているところだが、長時間勤務者は一定数存在している。 ・人的条件整備については、加配等の人的措置を行っているが、生産年齢人口の減少、教員免許授与件数の低下、国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職率の低下等に起因する全国的な教員不足の中で本県においても各学校種で人員が不足している状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新 学校業務カイゼンプラン」の重点取組事項である「ICT等の活用による業務の削減、効率化推進」「学校及び教員が担う業務の明確化」「部活動の地域移行の検討」を中心に、各市町村教育委員会、各学校種校長等と緊密に連携を図りながら取組を進めていく。 ・人的条件整備については、教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、本年7月にも国に要望を行うとともに、積極的なプロモーション活動等による教員採用の強化を図るなど、人員確保に努めていく。 	<p>教育委員会 (教育人材開発課)</p>
<p>(4) 子どもたちが地域で高校教育を受け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年度入学者選抜から、身体等の障がいによる特別措置願の様式を作成しており、現在も身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、中学校からの合理的配慮を含む支援の確実な引継ぎ及び継続した情報交換の場の設定のための中学校、高等学 	<p>教育委員会 (特別支援教育課、高等</p>

	<p>る権利を保障するため、障がいのある生徒の高校入試・学校生活等における合理的配慮、外国につながる生徒への個別配慮を含めた諸条件の整備をはかられたい。</p>	<p>進に関する法律の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校進学に際しては、本人・保護者の理解と了解の得られた特別な教育的支援を必要とする生徒について、中学校等から進学先高等学校へ合理的配慮が明記された「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎを進めている。 ・一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につなげているが、「個別の教育支援計画」を使用しているの引継率は約50%である。 ・また平成30年度から実施となった「高校における通級による指導」について研修報告を通じて理解・啓発を図るとともに、「高等学校特別支援教育研修会」を実施し、自校における特別支援教育の充実に取り組んでいる。 ・なお、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮を行っており、中学校等と連携を図り、適切に対応することとしている。 	<p>校間の連携を促進するとともに、個別の教育支援計画の作成・活用スキル向上や、特別な支援を必要とする生徒に対する正しい理解と適切な対応に関する研修等を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、日本語支援等個々の生徒の事情に応じた配慮を行っていく。 	<p>学校課)</p>
<p>19</p>	<p>私立高等学校の振興と教育環境の整備、 生徒・保護者の負担軽減等のための 施策について</p> <p>(1) 学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、引き続き私学助成の維持・拡充をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一位の補助金額を助成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成については、各私立学校の意見を聞きながら、必要に応じて充実を図っていく。 	<p>子ども家庭部(総合教育推進課)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各私立学校の意見を聞きながら、 	<p>子ども家庭</p>

<p>(2) 保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充をはかられたい。</p>	<p>改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化（就学支援金の上限額引き上げ）を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度（総合支援金）を新設し、生活保護世帯については保護者負担額をゼロとした。 さらに、令和5年度からは、家計急変世帯についても補助対象としている。 高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 【対象者】生活保護受給世帯 非課税世帯（市町村民税・県民税所得割） 	<p>家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。</p> <p>令和5年度においては、非課税世帯を対象に全日制・定時制に通う第1子の高校生等に係る給付額の引き上げを行ったところであり、今後も必要に応じて充実を図っていく。</p>	<p>部（総合教育推進課）</p> <p>教育委員会（人権教育課）</p>
<p>(3) 校舎内施設の増改築や補修がすすめられるよう、助成を拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例に基づき、私立高等学校の大規模修繕等に係る経費に対して補助を行うほか、各学校の借入金に係る利息の支払いに対して補助を行っている。 なお、県内私立高等学校について、文部科学省の耐震改修調査基準100%を達成している。 	<p>引き続き、県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、必要な助成を行っていく。</p>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(4) ICTを活用した教育環境整備について、助成の拡充をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の補助金が活用可能である。 また、県の私立学校教育振興補助金において、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なICT機器整備、情報通信技術活用支援員の配置等のICT教育環境の整備推進を行う私立高等学校に対して補助を行っている。 	<p>引き続き、ICTを活用した教育環境整備について国の補助事業の活用を促すとともに、県として必要な支援を行っていく。</p>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(5) 就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き取り組まれたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。 また、事務担当者説明会の場で行う意見交換を通じて事務改善を実現しているほか、令和2年度から国が整備した事務処理システムの利用を開始し、それまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減が図られている。 	<p>保護者等からの申請をオンライン化し添付書類を削減することにより、さらなる負担軽減を図る等、引き続き、各私立学校の意見を聞きながら、事務の点検・見直しを図っていく。</p>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>

<p>(6) 電気・ガス料金の高騰の影響を受ける 私立学校に対し、運営に支障が生じない よう、光熱費の高騰分を支援されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度において、円滑な学校運営を支援するため、緊急対策として物価高騰等に係る支援を措置した。 ・令和5年度においても、物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校に対して増大する光熱費等を支援するとともに、6月補正で私立学校の学校寮に対しても緊急かつ臨時的な応援金を支給した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢を考慮しながら、引き続き、県として必要な支援を行っていく。 	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
--	---	--	------------------------

<公共交通・運輸政策>

<p>20 キャッシュレス決済の拡大・導入について</p> <p>現在、鳥取県内の公共交通においては一部で交通系ICカードが導入・運用されている。導入経費や維持経費には巨額の費用がかかることから安易に導入できないことは承知の上であるが、将来的な交通政策のイメージでは「革新的統合移動サービス」として「キャッシュレス決済」を含めた総合交通戦略のもと、県内の公共交通における実証実験を踏まえ、今後のICカード等の拡大・導入について引き続き検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の公共交通（バス・鉄道）におけるキャッシュレス化の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①路線バス：鳥取市100円循環バスくる梨でICOCA導入（R5.4.1～）。米子広域圏の路線バス、コミュニティバスでは、スマホを活用した乗り放題電子チケット（わいわいパス）が販売されている（R5.4.1～本格導入）。 ②鉄道：JR伯備線（出雲市～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅）、JR境線（車載型IC改札機） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項であるとともに、同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっている。市町村や交通事業者と意見交換を行っており、その導入に向け検討していく。 	<p>輝く鳥取創造本部（交通政策課）</p>
--	---	---	------------------------

<p>2 1</p>	<p>燃油価格高騰に対する</p> <p>助成措置の拡充について</p> <p>交通運輸産業を取り巻く状況は、コロナ禍で厳しい状況が続いてきた中、ガソリン・軽油価格の高止まりが経費面において追い打ちをかけるように企業業績を圧迫し続けている。</p> <p>エコタイヤの導入、エコドライブの実施など企業自助努力にも限界があることから、社会基盤である公共交通の維持・存続と安定した物流確保のため、今後の動向を注視しながらも燃油価格高騰に対する支援策を引き続き拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 燃料価格の高騰等に対しては、R4年の総合緊急対策で公共交通事業者に対する緊急支援事業として、燃費向上に資する車両メンテナンス等費用の支援(予算額45,000千円)を行うとともに、R5年6月補正予算で交通事業者物価高騰対策事業として、バス、タクシー事業者に車両維持に係るメンテナンス等費用の支援(予算額41,000千円)を行っている。 貨物自動車運送事業者に対しては、県トラック協会を通じた運輸事業振興助成補助金により、従来からのエコタイヤ支援、蓄冷式クーラー購入助成などに加え、本年度から、尿素水や通常タイヤの価格上昇分への補助も新たに対象とした。また、令和5年6月補正事業として「ホワイト物流推進事業補助金」を設け、物流の効率化への新たな取組へ補助を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も燃油価格等の状況を踏まえ、必要に応じて適切な対策を検討する。 引き続き貨物自動車運送事業者に対して各種支援策の活用について働きかけるとともに、燃油価格動向も注視しつつ、県内運送事業者の状況やご意見に基づき、必要な対応を行っていく。 	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p> <p>商工労働部(通商物流課)</p>
<p>2 2</p>	<p>【鉄軌道関係】</p> <p>社会政策の視点に立った</p> <p>交通政策に対する公的支援の増強について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県では高校生通学費助成制度を設け、月額7,000円を超える通学費を負担する家庭に対して、支援を行っている。 バリアフリー法では、市町村は、国の基本方針に基づき、区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化促進方針又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成するよう努めることとされており、県内では鳥取市、米 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な駅についてはバリアフリー化は進められているが、今後も、国や沿線市町村、鉄道事業者と連携を図りながら、鉄道駅へのバリアフリー化を進めていく。 	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>

<p>通学定期は教育政策、障がい者割引は福祉政策の一環であるが、公共交通におけるこれらの割引は事業者負担となっている。割引制度は堅持していく必要があるが、事業者のみの負担に委ねることなく、教育及び福祉部門の公的資金により、駅のバリアフリー化の推進などに対する事業者への支援をはかられたい。</p>	<p>子市、倉吉市が基本構想を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の目標では、旅客施設については、1日当たり平均利用者数が3,000人以上の施設（鳥取駅、鳥取大学前駅、倉吉駅、米子駅）について、原則としてすべてバリアフリー化することを目標に進められており、県内は整備済みである。 ・駅のバリアフリー化については、地域公共交通確保維持改善事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業などの国の補助制度が設けられている。 		
<p>23 県内外の旅行の活性化および外国人観光客の受け入れ拡大に向けた施策について</p> <p>交通・運輸・観光産業にとって、人の往来が回復しなければ、経営の回復や将来的な発展を期することは不可能であるが、コロナ禍によって定着したリモートワークやweb会議などにより、コロナ禍前までの水準に回復することは厳しい状況にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により失われた本県への旅行需要を回復するため、国の補助金を活用した全国旅行支援（#WeLove山陰キャンペーン、スペシャル・ウェルカニキャンペーン、ウェルカニとっとり得々割）等の誘客対策を展開し、宿泊者数の減少を最小限に留めた。 ・日本政府観光局の発表によると2023年6月の日本全国の訪日外客数は、207万人とコロナ前の2019年同期比約7割超えと順調に回復しているとの発表がなされたところ。 ・国際情勢・新型コロナ等の影響で海外と本県を結ぶ米子ソウル便（R1.10～）、香港便（R2.2～）、上海便（R2.2～）の運航が運休となったが、令和5年3～4月に台湾、4月に韓国、7月に香港からのインバウンド連続チャーター便就航、10月25日から米子ソウル便の運航再開決定など国際線復活の動きが本格化している。 ・2025年に開催される大阪・関西万博においては、関西パビリオンの中に「まんが」「自然」「食」をテーマとした鳥取県ゾーンを出展する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、リモートワークやWEB会議の活用が広がっており、この流れは継続すると考えている。コンベンションも現地参加人数が減少傾向の中、鳥大医学部が開催される医療機器の展示会は多くの参加者が確保されており、リアルでなければ体験できないことを売りにしてコンベンションを誘致していく。 ・全国旅行支援（ウェルカニとっとり得々割）の次の観光誘客対策として、OTAを活用した宿泊割引クーポン発行、蟹取県ウェルカニキャンペーン、アソビュー（大手体験予約サイト）や個人旅行者向けの誘客対策等を予定しており、今後も切れ目ない観光誘客対策を展開していく。 ・海外航空会社、旅行会社への働きかけや海外向けプロモーションを強化していくことで、国際定期便、チャーター便の復活を実現してインバウンド誘客を推進するこ 	<p>輝く鳥取創造本部（観光戦略課、国際観光・万博課）</p>

	<p>2025年開催の大阪万博やインバウンドを含めた県内外への往来を回復させるため、観光誘致策の強化をはかられたい。</p>		<p>とで、コロナ前以上にインバウンド需要のV字回復を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 万博を契機とした本県への誘客を促進するため、「名探偵コナン」ラッピングの特急スーパーはくとの運行や、中国地方各県との連携を活かしたデジタル周遊パス等を使った広域周遊観光を一層促進していく。 	
<p>24</p>	<p>安心して利用できるバス停留所の 安全性対策について</p> <p>県内のバス停留所は、設置されて以来改修などがされていない停留所も見受けられ、照明や屋根がなく危険と捉えられるバス停留所が多いのが実態である。また、県が推進しているバリアフリー化についても郊外ではほとんど進んでおらず、一部のバリアフリー化に改修されたバス停留所についても改修後年数が経過したことによる老朽化が進み、利用客に不便が生じているのが実情である。</p> <p>このような実態も利用客減少の一因であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> バス停の整備にあたっては市町村創生交付金のほか、令和3年度から新たにバス利用者にとって円滑で快適な待合・乗継ができるよう、バスロケーション情報等を提供するサイネージを設置する商業・観光・福祉施設等のバス停周辺施設と連携したバス待合所を整備する市町村を支援する制度を創設している。 国においては、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として、「地域公共交通再構築事業」を創設し、バス施設の整備を交付金対象事業とする予定となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政的、構造的な制約がある中で、整備が必要なバス停留所については市町村やバス事業者、地域住民や沿線企業など関係者と連携を図りながら、整備を進めていく。 	<p>輝く鳥取創造本部（交通政策課）</p>

	<p>ると考えられたため、改修等については立地などの制約があるが、照明・屋根の設置、段差の解消など、県としてバス停留所の安全性確保の対策について強化をはかられた</p> <p>い。</p>			
<p>25</p>	<p>地域公共交通の利用促進策について</p> <p>バス事業者については、昨今の新型コロナウイルス感染症と物価高騰による影響を大きく受けて深刻な状況が続いている。このような状況においても社会的使命のもと、運行継続ができてきているのは、経費節減などの企業努力と行政による各種補助金などの運行支援で維持されているが事業者としても限界である。また、経営の要となる高速バス、貸切バスの需要回復が遅れている現状では、公共交通の破綻などに及ぶ可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者への支援については、令和2年度から令和4年度にかけて、補正予算を中心に、約6億3千万円超を措置。(このほか、当初予算のバス補助金の早期概算払いにより約4億7千万円の資金繰りを実施) 令和5年度も6月補正予算で交通事業者物価高騰対策事業として、バス、タクシー事業者に車両維持に係るメンテナンス等費用の支援(予算額41,000千円)を行っている。 令和4年度から、「公共交通乗って ecoh(行こう)！」県民運動として、県民一丸となって、公共交通を促進していく運動を実施しており、令和5年7月現在、40を超える企業・団体に利用促進宣言していただいている。 高速バスの利用割引については、倉吉市がR5.8月から神戸・大阪線、広島線及び岡山線で最大3割引きとなる支援を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進については、沿線市町村や企業などと一体となって、県民運動として実施していく。 	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>

	<p>もあり、回避するためには利用回復が必須である。いち早く県外往来を促進する情報発信と現在の「路線バス運行継続緊急支援事業」「バス事業者への広報委託」など路線バス運行支援事業の拡充、また「高速バス・貸切バスの県民割」といった需要回復を柱とした支援事業の新設を検討されたい。</p>			
<p>26</p>	<p>バスドライバー不足への対応について</p> <p>バス業界では、以前より乗務員不足が問題となっているが、最近では、2024年の改正改善基準告示に伴いトラックドライバーの人員不足が懸念されている。新型コロナウイルス感染症の影響によりバス業界も多大な影響を受け、更に他産業との賃金格差に拍車がかかる状況となり、低賃金・長時間勤務のバス業界から今後他産業へ人材が流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法が改正され、特別な教習を修了すると、19歳以上であり、かつ、普通免許等を受けていた期間が通算して1年以上あれば、第二種免許、大型免許及び中型免許の運転免許試験が受けることができることになった（従来は、大型免許または二種免許は、年齢21歳以上で3年以上の経験年数が必要） ・県では、バス、タクシーの公共交通事業者のドライバー確保に係る経費を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> ①公共交通ドライバー確保緊急支援事業（R4.12月補正予算。繰越して実施）：二種免許取得費用、新規採用や広報に係る経費を支援（費用の3分の2（1人当たりの金額の上限は500千円）を支援） ②公共交通ドライバー確保特別対策事業（R5当初予算）：タクシーの経営力強化のためのセミナー開催やバスドライバー求人イベントへの出展費用等を支援 ・国においても、令和4年度第2次補正予算で、地域公共交通確保維持改善事業（人材確保・育成）補助金で、二種免許取得のための教習等に係る費用を支援（補助率2分の1）している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域交通サービスのためには若年層をはじめとしたドライバーの確保は必要であり、昨年度から更にドライバー確保対策を強化したところである。今後とも交通事業者の声を聞きながら、必要に応じて、ドライバー確保に係る支援策を検討していく。 	<p>輝く鳥取創造本部（交通政策課）</p>

れ、更なる人材不足に繋がる可能性も考えられる。

現在、鳥取県バス協会からはバス事業者に対し「バス運転者の大型二種免許取得助成事業」の実施により助成金が交付されているが、大型二種免許の取得には50万円程度の費用がかかる。改正道路交通法により、大型二種免許受験資格特例教習を受講することにより、第二種免許等の受験資格年齢が引き下げられ、若年層をターゲットとした人材を募ることができるが、50万円程度の免許取得費用とは別に20万円台半ばという高額な受講費用がかかることから、費用負担などが懸念される。事業者としても新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが大きく落ち込んでおり、採用者に対する大型二種免許取得支援は大きな負担と

<p>なっている。公共交通を維持し、公共交通従事者を確保するという観点から国・県による更なる支援を実施されたい。</p>			
<p><福祉・医療政策></p>			
<p>27 看護職員の利殖防止・定着促進について</p> <p>全国的に、不足している看護職員は、養成数増加、再就業支援の取組も重要であるが、慢性的な看護師不足のもとで離職防止・定着促進の取組は極めて重要である。国内においては、2020年1月16日未明に国際保健規則に基づいて症例の発生が通告されたから、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されるまでの3年間で、医療職場の看護師離職が大幅に増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸付等により、本県の看護職員数は年々増加しているものの、大規模な病院含め現場の不足感はいまだ解消していないことから、引き続きの養成・確保が必要。 ・また、令和4年7月に日本看護協会が実施した病院看護師実態調査はサンプル調査であり、2021年度の新卒看護職員の離職率は全国が10.3%、鳥取県は11.2%となっているが、本県が独自に実施した県内病院を対象とした全数調査では、2018年度が4.8%、2021年度が2.4%であり、新卒看護職員の離職率は全国より低く推移しているところ。 ・鳥取県看護協会内に開設された離職防止相談窓口への相談実績はなく、県内病院を対象とした全数調査における離職理由でも、新型コロナウイルス感染症対応を直接の理由とする離職はなかった。 ・看護職員の離職防止・定着促進に向けては、院内保育運営支援等による仕事と育児の両立支援、事務作業代行職員の人件費支援等による業務負担の軽減、新人看護職員研修による早期離職防止等の取組を実施しているほか、引き続きの処遇改善や安心して働き続けられる環境整備の推進等について国への要望活動を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の新興感染症対策の観点を含め、引き続き、看護職員の養成・確保、離職防止の取組を実施するとともに、機動的に国への要望活動を実施していく。 	<p>福祉保健部 (医療政策課)</p>

全国的に見れば、2018年度の新卒看護師の離職率 7.8%から 2021年3月末には 10.3%に増加し、鳥取県内では、2018年度の新卒看護師の離職率は 4.4%、2021年度末では 11.2%と増加し、県内自治体立病院の一部で病棟休止を余儀なくされた現状もみられた。

このように離職率を増加させた原因として、「新型コロナウイルスの感染拡大により、医療現場で不安や混乱、過重労働が生じた影響と考えられる」との分析結果があるが、県民、地域の医療サービスを維持していくためにも、看護職が安心して働き続けられる環境作りをサポートすることで、離職防止・定着促進につながる対策を講じられたい。

地域医療構想について

2019年9月26日に厚生労働省から全国で再編・統合を要請する424の公立・公的医療機関のリスト（鳥取県では、岩美病院、西伯病院、日南病院、済生会病院の4病院）が唐突に公表され、公表後は、「病院が廃止される」との風評による患者の受診抑制や、対象病院における医師・看護師等の採用が困難になるなど悪影響がみられた。

地域医療構想は、一般病床及び療養病床に係る高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の将来における必要病床数の推計だけでなく、地域における各医療機関の機能や人員体制等を踏まえた課題の抽出とともに、あるべき医療提供体制の実現に向けた施策について、県民を含めた幅広い関係者で検討し合意形成を行うことが重要であ

- ・2025年の医療需要に対応するために必要な医療提供体制の確保を目的に、平成28年12月に「鳥取県地域医療構想」を策定している。
- ・地域医療構想の実現に向け、各圏域の地域医療構想調整会議や医療審議会等の議論を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」、「医療従事者等の養成・確保」に取り組んでおり、各医療機関における病床機能の見直しや医療機関同士の連携等が進んでいるところ。
- ・厚生労働省は、令和元年9月に再編統合等の再検証が必要な424病院を公表し、令和2年3月（再編統合を伴う場合は令和2年秋頃）までに結論を出すよう都道府県に求めていたが、新型コロナの感染拡大の影響を踏まえ、令和2年8月に、再検証の期限を延期する通知を発出。
- ・長引くコロナ禍で公立・公的医療機関の役割の重要性が再認識され、国と地方の協議の場での全国知事会からの意見等も踏まえて、国は、最終的に令和4年3月に「第8次医療計画の策定作業と併せて、令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこと」として、事実上の再検証期限の撤廃と方針の見直しを都道府県に通知した。
⇒あわせて、同通知の中で、「地域医療構想の推進の取組は、病床削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるもの」と明記。

- ・将来的な医療機能や病床数など必要な医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、議論を進めていく。

福祉保健部
（医療政策課）

<p>る。</p> <p>近年、新型コロナウイルス感染症対策において公立病院が果たした役割、今後も新興・再興感染症に対応するための病床として確保する必要性も含めて、病床数を安易に削減するのではなく、地域住民や医療従事者の不安が顕在化しない施策を講じられたい。</p>			
<p>29 認知症等に起因する事故等の個人賠償責任保険の支援制度を創設について</p> <p>認知症等に起因する事故等の損害賠償責任について、その家族に過剰な賠償責任を負わせないための支援策として、市町村が個人賠償責任保険契約を民間と契約し、賠償金を補償する支援制度として全国的に拡大している。(神戸市、鳥取県内では伯耆町で実施、また、湯梨浜町では見守り支援策を</p>	<p>【国の方針】</p> <p>国では、「認知症施策推進大綱」により、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間保険の普及について各保険会社の取組を後押しするとともに、自治体が加入者となる保険の事例収集・政策効果の分析がなされているところ。</p> <p>【認知症等に起因する事故等の個人賠償責任保険の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施している市区町村（R4年度の厚生労働省調査） 実施済み：171 実施予定：39 実施予定なし：1,531 ・鳥取県内の実施自治体は、湯梨浜町、大山町、南部町、伯耆町、日野町の5町 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等に起因する加害に対する賠償責任保険については、近年自治体による加入支援の取り組みが進められ、国においても調査研究事業が実施されるなど、地域で安心して暮らしていくための施策として発展していくことが期待されている。 ・本県においても、導入の広がりなどを市町村に情報提供することを通じ働きかけを続けているところであり、令和4年度には新たに県内3町が導入し、県全体で5町が実施をはじめている。 ・引き続き、サポーター養成、集いの場所の確保など各種の取り組みも含め、認知症になっても安心して住み続けられる地域に向け、市町と連携していく。 	<p>福祉保健部 (長寿社会課)</p>

<p>拡充し個人賠償責任保険を付加している。)</p> <p>事前登録による制度を創設し、誰ひとり取り残されない社会の実現をめざす実効性ある施策を創設されたい。</p>		
--	--	--

< 農業政策 >

<p>30 食農教育を通じた県農畜産物や食文化の理解促進に向けた取り組みの強化について</p> <p>県で取り組みが進められている「食のみやこととり～食育プラン～（第3次）」では、めざす姿を「食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現する」とし、基本方針の「栽培・料理・共食の実践」、「県の特性を活かした食育」を基に取り組みられてきた。</p> <p>令和5年度は第4次作成に向けた見直しの時期となるが、食育の中でも、食の根幹となる農畜産物について学ぶ食農教育の重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する食農教育の取組は、「食育プラン（第3次）」や、「鳥取県農業生産1千億円プラン」に基づき進めている。 ・子どもたちに対しては、市町村等と連携して学校等で提供される給食への県産品利用率の向上に係る取組への支援、県や関係機関が学校に出向いての出前授業の実施、小学生を対象とした夏休み期間中の県産米を使った朝ごはん作りに取り組むキャンペーンなど、各種取組を通じて県産農産物や生産者への理解を深めている。 ・一般県民向けには、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により、消費者の安全安心志向、域内経済循環など社会貢献意識が高まっていることを踏まえ、もっと「食パラダイス鳥取県」地産地消月間など、飲食店や小売店等の民間事業者と連携した取組を通じた発信を行うとともに、引き続き、栄養士会会員や調理師会等が開催する、鳥取県ゆかりの郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援、県産農産物を使用したメニュー・サービス・加工品の開発・改良やPR、おもてなしのレベルアップを行うことに対する支援を行うことで、県産農産物や加工品の魅力の理解や地産地消の意義を訴求し、県民消費の拡大を働きかけている。 ・本年度から「食パラダイス鳥取県」を標榜に掲げ、本県の食の魅力のステージアップを推進しており、県民に対する食農教育についても、「食パラダイス鳥取県」の方向性の一つである「県民が誇る歴史・文化に根付いた地 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な県民向けの地産地消の取組の周知等を行うとともに、学校給食を通じた食農教育、調理師会や栄養士会等、各団体と連携した郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援、県産食材を使用したメニュー・サービス・加工品の開発・改良やPR、おもてなしのレベルアップへの支援、本県の食の魅力発信を行う「食パラダイス鳥取県」のイベント等を通じて、県民に対する食農教育のさらなる推進を図っていく。 <p>農林水産部（食パラダイス推進課）</p>
---	--	--

<p>性は非常に高く、農畜産業が盛んな本県において、将来にわたって産業を維持していくために、県民による地産地消による農畜産物の消費が必要不可欠であることから、引き続き県民に対して県農畜産物を強くPRするとともに、幅広い年代に向けた食農教育活動により県産品をより身近に感じる事のできる取り組みを講じられたい。</p>	<p>域の食の魅力発信による地域活性化」の中でさらなる推進を図っていくこととしている。</p>		
<p>3 1 食料安全保障に関する取り組みの強化について</p> <p>日本の食料自給率は、先進国内において決して高い数字ではなく（2021 年度カロリーベース 38%、生産額ベース 63% 農水省 HP より）、ロシアによるウクライナ軍事侵攻や円安により、国民の食料の安全確保が非常に重要なものであることが露わになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の農業経営体は14,481経営体と5年間で3,900経営体(21.2%)減少しているものの(2020農林業センサス)、荒廃農地(耕作放棄地)は約3,300haで横ばいである(農林水産省調査)。 ・また、1経営体あたりの経営面積の拡大、農業産出額が微増するなど、本県農業生産を支える農家構造の変化もみられる。 ・高齢化に伴う担い手不足や荒廃農地の増加は全国共通の課題であり、加えて本県は、中山間地域など条件不利地が多いという構造的な問題を抱えている。 ・このような状況の中、国は「農業経営基盤強化促進法」を改正し(令和5年4月施行)、①地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用を明確化する地域計画を定めること、②農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集約化を進めることを打ち出したところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県では令和4年度に「農業経営・就農支援センター」を設置し、就農相談から経営発展まで農業者のニーズに合わせて一元的に支援する体制を整備したところである。 ・コロナ禍で減少した就農相談者数は、直近では増加しており、ニーズが就農につながるよう進めて参りたい。 ・新規就農者の確保・定着に向けて、機械施設の導入や経営安定のための資金交付等、総合的に支援策を講じているところであるが、現下の資材費高騰への対応についても検討していく。 ・特に、果樹の新規就農推進のため、八頭に果樹のトレーニングファーム設置のための措置をこの6月に講じたところである。 ・あわせて生産の効率化・省力化に有効なスマート農業技術・農機についても、共同利 	<p>農林水産部 (農林水産政策課、経営支援課)</p>

<p>現在、国では食料・農業・農村基本法の見直しが行われており、食料安全保障や食料の安定供給などについて議論が進められているが、本県においても、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加への対策、農家の規模拡大やスマート農業などへの支援を講じることが急務であることから、親元・新規就農者への支援強化や農業労働力の確保、スマート農業の導入支援など生産基盤強化に向けた施策を講じられたい。</p>		<p>用を進めるなど費用負担も勘案しながら、導入支援を継続して行っていく。</p>	
<p>3 2 生産資材価格高騰に対する対応について</p> <p>ロシアによるウクライナ軍事侵攻や円安などにより物価高騰が引き起こされており、農畜産業においても肥料や飼料などといった生産資材の高騰により農業者の経営はひっ迫した状況となっている。令和4年度は、国・県等の支援により、若干影響を抑</p>	<p>・肥料・飼料等の農業関係資材の高騰に対して、国及び県は以下の支援を実施している。</p> <p>【国の主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料価格高騰対策事業 ・配合飼料価格高騰緊急対策事業 <p>【県の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料価格高騰緊急対策事業 ➤ 農業者に対し、肥料費の対前年比増加見込み額を支援 ・畜産経営緊急救済事業 ➤ 酪農家に対し、飼料高騰に係る国の追加対策や乳価の値上げをしてもなお不足する経費について、一定の農家負担を除き、赤字経費を支援 ➤ 和牛繁殖農家に対し肉用子牛生産者補給金制度で補てんされない「輸送費」の上昇分に係る農家負担の一部を支援 	<p>・左記の国・県の施策による支援を着実に実施するとともに、肥料・飼料等の価格動向、今後の国の対策、新たな制度創設の実施状況を見ながら、県としても農家の経営が苦しくならないように支援していく。</p>	<p>農林水産部 (農林水産政策課)</p>

<p>えることはできたが、この高騰状態がすぐに鎮静化するとは見込めず、高騰分の価格転嫁ができないまま、支援のない状態となれば離農、廃業する農家が出てくるため、引き続き肥料・飼料など生産資材高騰対策として支援を構築し、具体的施策を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 養鶏農家に対し、飼料価格の高騰により令和4年に損失が発生した農家について、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える農家負担の一部を支援 ▶ 肉牛・養豚農家に対し、牛・豚マルキン制度で補填される上限を超える部分の一部を支援 		
<p>33 戸別所得制度など、 直接支払い制度設置の要請について 米の国内消費減少により米価は年々下落し、生産者の所得は大きく減少している。現在の水田活用直接支払交付金制度は、輸出用や飼料米、大豆などへの転作奨励を中心に 行われ、一定程度の効果が見られる。一方で 国や政府与党はこの制度について、飼料用米の複数年契約加算等の廃止や、5年間一度も水張りが行われない農地を交付対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対し、販売価格が生産コストを恒常的に下回る作物（米、麦、大豆等）を対象として差額を直接支払う制度は、民主党政権時代の平成22年度に「戸別所得補償制度（15,000円/10a）」として開始。政権交代後、平成26年度には経営所得安定対策に切り替わり、米の直接支払交付金として、単価半減（7,500円/10a）後、平成30年度には当交付金も廃止された。 ・ 現行の経営所得安定対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）、農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）ともに担い手農家を対象としているが、水田活用の直接支払交付金や産地交付金については、販売目的で飼料用米、大豆、麦等を生産する農家を幅広く対象としており、地域の条件に合った品目の作付推進や耕作放棄地の拡大防止にもつながっている。 ・ 水田活用の直接支払交付金については、令和4年度、飼料用米の複数年契約加算等の廃止や、令和4年からの5年間に一度も水張りが行われない農地を交付対象外とする等の制度見直しが行われた。国は、交付対象水田の見直しを巡る生産現場の課題を令和4年度にとりまとめ、5年水張りルール具体化を示し、令和5年度はさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、水田農業の経営安定化を図るため、飼料用米、大豆及び高収益作物等の作付拡大、需給動向を踏まえた主食用米生産を推進し、長期的視点に立った農業者の収益性向上を図っていく方針である。 ・ そのためには、国による支援制度の活用が不可欠で、本年4月及び6月に、水田活用の直接支払交付金等の十分な予算確保とあわせ、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充することや、交付対象水田の見直しについて、生産現場での水田営農の取組状況等を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明すること等を国に要望した。 	<p>農林水産部 （生産振興課）</p>

<p>とする等の制度見直しが進められている。</p> <p>世界的に穀物需給が不安定になる中で、制度見直しが進められれば、離農や耕作放棄地が拡大することが懸念されることから、現行制度の発展的な継続を基本として、新たな制度の設置や助成金の交付について、国に対して意見反映を行っていただきたい。また、鳥取県独自の直接払い制度の設置について、議論し、調査・研究を進められたい。</p>	<p>らに生産現場の周知・整理状況や課題を調査中であり、今後、必要な対応を検討することとしている。</p>		
---	---	--	--

<その他>

<p>34</p>	<p>バリューチェーンにおける付加価値の適正循環に向けた適正取引の推進について</p> <p>2020年にサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準）の遵守を企業の代表者名で宣言す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済界、労働界から、物価高騰に伴う価格転嫁に県民の理解を得ながら、円滑な価格適正化と賃上げの実現に向けた取組への機運醸成が必要との考えを受けて、産・労・金・官13機関が集まり「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言式」を令和5年5月18日に実施した。この共同宣言においては、価格適正化や賃上げに関する情報収集や支援情報の周知、パートナーシップ構築宣言をはじめとした取組の促進などを行っていくこととしている。 ・パートナーシップ構築宣言の更なる浸透を図るため、令和5年7月から8月にかけて、比較的事業規模の大きな県内企業276社に対する周知や、中国経済産業局とも連携した関係機関への呼びかけなどを重ねて行ってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関と連携し、パートナーシップ構築宣言の更なる浸透を図っていく。 ・併せて、令和3年4月に策定した鳥取県産業振興未来ビジョンについて、社会経済環境の状況変化を踏まえ、令和6年度に改定することとしており、コロナ禍や物価高騰等により、経営上大きな影響を受けた中小・小規模事業者の活力再生と、県内産業の発展成長に向けて、多様な関係者との意見交換を行いながら、ビジョンの改定につなげていく。 	<p>商工労働部 （商工政策課、企業支援課）</p>
-----------	--	---	--	--------------------------------

<p>る「パートナーシップ構築宣言」の取り組みが開始され、2023年6月22日現在、全国で26,601社（昨年同時期約12,000社）の企業が宣言しているが、鳥取県内企業においてはわずか66社（同26社）で全国最下位に留まっている。鳥取県内は中小・小規模事業所が多く、材料費高騰や人件費上昇分を価格転嫁できる環境整備は喫緊の課題であることから、「パートナーシップ構築宣言」の更なる浸透と、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に取り組まれない。</p>	<p>結果、同宣言を行う県内企業は、令和5年9月14日現在、74社と、共同宣言実施後の約4ヶ月間で17社約3割増加するなど、一定程度浸透しつつある状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、原油価格をはじめ原材料価格等の高騰が長期化していることから、令和5年6月補正予算において、経営安定化のための低利融資や物価高騰対策を支援する補助制度の増額・期間延長等を行ったほか、小規模事業者の経営力強化、価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口の開設などにより、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に取り組んでいる。 		
<p>35 特別高圧受電者に対する支援について</p> <p>地域社会が人口減少や人口流出に直面する中で、地域に基盤を置く企業が人材を確保し、地域と企業が持続的に成長していくには、物価上昇に負けない賃上げを実現し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」における推奨事業メニューでは、「特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援」となっており、中小企業を優先するよう推奨されている。 鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金では、大規模商業施設に入店するテナント、並びにいわゆるみなし大企業についても支援対象としており、幅広く支援を行う体 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の特別高圧契約利用事業者向けの支援制度は、国の通知に基づき、県経済に与える影響等を踏まえつつ特に経営基盤の弱い中小事業者を対象に交付金を活用して支援することとしたものである。 本来、エネルギー価格の高騰に対する支援措置は国の責任において行うべきものと考えており、大企業については、国において支援すべきものとする。 	<p>商工労働部 （企業支援課）</p>

	<p>ていくことが必要である。そのような中、エネルギー価格等の上昇分を円滑に価格適正化できていない企業は、賃上げ原資を確保することが困難な状況となっており、政府は3月22日の「物価・賃金・生活総合対策本部」でエネルギー価格高騰対策支援として「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金」の増額を決定し、特別高圧での受電者に対する支援等を推奨事業メニューとした。</p> <p>鳥取県においては、6月の議会にて特別高圧契約利用事業者等を支援する補正予算が承認されたが、大企業は除かれ補助対象事業者になっていない。企業規模を問わず鳥取県下の民間企業全てに支援されたい。</p>	<p>制を整えている。</p>		
<p>36</p>	<p>悪質クレーム(迷惑行為)対策の強化について</p>	<p>・現在、カスタマーハラスメント(カスハラ)を直接的に取り締まる法規制はないが、国では令和4年2月に</p>	<p>・国と連携してカスハラを含む各種ハラスメント対策の普及啓発を行うとともに、みなくるでハラスメントに係る相談への対</p>	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>

<p>て</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による悪質クレームを抑制するよう推進されたい。現場では、お客様からお店に“非”がないことに対してもクレームをつけられる例が日常茶飯事に起きているが、お店とお客様との関係性を踏まえ取り上げることは少ない。しかしながら、レジを担当する新入社員がお客様からの日々の些細なクレームに耐え切れず、退職を余儀なくされるなど社会全体として消費者教育は必要と考える。すでに、消費者教育講座や市民向け講座にカスタマーハラスメント（いわゆる悪質クレーム）に関わる具体例を盛り込むなど啓発活動を実施されているが、引き続き活動の実施と周知をはから</p>	<p>「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成され、周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に関する取組として、中小企業労働相談所「みなくる」において、労働相談への対応やセミナーの開催、社内研修への講師派遣など、事業主と労働者双方に対して支援をしている。また、県では、事業主に対して専門家派遣（社会保険労務士等）によるハラスメント防止に係る就業規則整備支援も行っている。 (R4年度 労働相談件数：3,422件 うちカスタマーハラスメントに関する相談件数：2件) ・消費者には購入した商品やサービスに不都合があったときに交換や取り消しを求める権利が認められているが、悪質なクレームは決して許されるものではなく、事業者の立場を尊重し、丁寧に要求を伝えることができる自立した消費者の育成が重要である。 ・本県では「鳥取県消費者教育推進計画」により、幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を実施しており、その中で事例を交えながら悪質クレーム防止に向けた普及啓発にも取り組んでいる。 <p>[消費者教育における悪質クレーム防止の取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校での消費者教育授業では、消費者トラブルにあったときの対処方法として、消費生活センターや事業者窓口にご相談し、誹謗中傷をしないよう啓発 ・くらしの経済・法律講座や研修会等への講師派遣時には、学生、県民に消費者トラブルにあったときの対処方法の中で、明確な主張、丁寧な伝え方を啓発 	<p>応や社内研修への講師派遣等を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、高校の授業、啓発講座などにおいて、事業者に苦情や意見を申し出る時は、自立した消費者として悪質クレームにならないよう自らの主張を明確かつ丁寧に伝えるよう啓発していく。 ・また、他県の事例等を参考にしながら、消費者教育におけるカスタマーハラスメント防止の取組を検討していく。 	<p>生活環境部 (消費生活センター)</p>
--	---	--	-----------------------------

<p>りたい。</p>			
<p>37 障がい者等用スペース</p> <p>(ハートフル駐車場)の利用について</p> <p>現在に至っても障がい者等用スペース(ハートフル駐車場)に適切でない利用者がおり、本来利用するはずの障がい者等が店頭入口から遠くに駐車していることが散見される。従業員からは、適切でない利用者に対して注意喚起をしたいが、暴言を浴びせられる不安から注意できずにいる状況報告があり、ポスター等の作成によりモラル向上のための啓発活動を徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル駐車場は、障がい等により歩行が困難な方などのために、県と協定を締結した公共の施設等の施設管理者が設置するもので、利用者には利用証を掲示していただくこととしており、県・市町村で申請を受け付けて30,872件の利用証を発行している。(R5.6月末現在) ・利用証を掲示せずにハートフル駐車場に駐車している車両には、施設管理者により県作成の啓発資料を置くこと等により、当該車両の使用者等に制度の趣旨を周知して適正利用の促進に努めることとしている。 ・「障がいを知り、共に生きる」を掲げるあいサポート運動でも、サポーター養成講座でハートフル駐車場について説明し、理解を広めるよう努めている。 ・毎年作成している小学4年生向けの福祉教育用冊子「みんなですすめよう福祉のまちづくり」にもハートフル駐車場への正しい理解を目的に内容を掲載し、県内すべての小学校に配布している。令和4年度は7,765冊(県内小学校101校)配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル駐車場については、あいサポート運動やイベント等の機会に周知に努めており、引き続き様々な機会に制度や趣旨の周知を図っていく。 ・小学生の頃から福祉のまちづくりについて教育を行うことで、思いやりの心の育成やハートフル駐車場をはじめとする社会資源がどういう方に必要なのか等学んでもらうことで、県民の意識を高めていく。 ・9月14日の日本海新聞および山陰中央新報の「とっとり県からのお知らせコーナー」に、ハートフル駐車場の記事を掲載し、制度周知や適正利用の啓発を行った。 ・引き続きチラシ等を活用しながら、利用者のモラル向上に努める。 	<p>福祉保健部 (福祉保健課)</p>
<p>38 万引き防止策の推進について</p> <p>小売業者に多大な損失を与えている万引きを軽視せず対策を推進するため、具体策として行政と警察組織が連携して、店舗への巡回を更に強化されたい。警察組織の巡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・万引き防止対策の推進を第5期犯罪のないまちづくり推進計画の重点施策とし、万引きを軽視する社会風潮の払拭や「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、盗難防止の日(10月7日)の街頭キャンペーンやチラシ配布による啓発など、関係機関と連携して各種広報を行っている。 ・万引き被害防止対策として、被害状況等を分析し、発生の多い店舗を中心に店内警らや立ち寄りを進めている。 ・その他、街頭での広報啓発活動に加え、防犯カメラの設 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、警察や関係機関と連携した街頭キャンペーンやチラシの配布等を通じ、「万引きは犯罪である」等の規範意識の向上を図る。 ・また、事業者への防犯効果の高いポスターの配布や効果的な注意喚起の貼り紙の提案等により、万引き防止対策を推進する。 ・引き続き、店舗への立ち寄り等を行うとともに、行政機関等と連携した広報啓発活動を推進し、規範意識の醸成を図る。 	<p>生活環境部 (くらしの安心推進課)</p> <p>警察本部(生活安全企画課)</p>

<p>回については、小売業者から警察官個々の意識の濃淡によって巡回頻度に差があるとの報告を受けている。万引き防止の広報啓発や警察組織から店舗への防犯指導等の活動なども加え対策を講じられたい。</p>	<p>置や被害に遭いにくい環境づくり等店舗に対する防犯指導を行っている。</p>	<p>・また、店舗に対しても、被害に遭いにくい環境づくりや被害発生時の積極的な通報等について指導を継続する。</p>	
<p>3 9 総合的な防災・減災対策の充実について</p> <p>(1) 自然災害に備え、「緊急速報(エリア)メール」や「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」などプッシュ型配信の利用状況の把握と、更なる普及を進めるとともに、災害時に交通・運輸、電力・ガス・水道をはじめとするインフラ産業など住民生活に欠かせない業務に従事する労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知されたい。</p>	<p>・「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」については、当県が構築している仕組みであり、随時、配信登録数やダウンロード数を把握している。</p> <p>・なお、「緊急速報(エリア)メール」は各携帯電話事業者が構築している仕組みで、加入携帯電話すべてが対象となる。</p>	<p>・引き続き「緊急速報(エリア)メール」や「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」等のPR等を図る。</p>	<p>危機管理部 (危機対策・情報課)</p>

	<p>(2) 高齢者や障がい者等の個別避難計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定状況の把握したうえで、計画策定または改定に際し、備蓄品などについて、性にかかわらず多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底されたい。</p>	<p>【個別避難計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月の災害対策基本法の一部改正で、「個別避難計画の作成が市町村に努力義務化」された。 ・県内19市町村の個別避難計画の作成状況は、以下のとおり。〈令和5年1月1日現在。消防庁・内閣府調査。〉 <p>〔策定済：1市2町 一部策定済：3市12町1村 未策定：0〕</p> <p>【災害時備蓄について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄については、鳥取県西部地震を教訓に、市町村と県で構成する「鳥取県防災対策研究会」において品目を定め、県と県内市町村で品目・数量等を分担して備蓄しする連携備蓄に取り組んでおり、品目については必要に応じて逐次見直している。 <p><備蓄品目></p> <p>[県]組立式仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器、外部給電器、自動ラップ式トイレ</p> <p>[市町村]保存食（乾パン等（アレルギー対策食品を含む※H26追加））、災害時要援護者用保存食（アルファ米等）、ミルク（粉ミルク（アレルギー対策食品を含む）・液体ミルク※R1追加）、保存水、飲料水用容器、ほ乳瓶・使い捨てほ乳瓶、トイレトーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、大人用紙おむつ、子供用紙おむつ、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ブルーシート（※H30見直し変更）、ロープ、タオル、ウェットティッシュ</p>	<p>【個別避難計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ではこれまでも、平成20年7月に災害時要援護者（現：避難行動要支援者）避難対策推進指針を作成し、市町村に避難支援プラン（現：個別避難計画）作成までの手順を示してきたほか、平成29年6月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例を一部改正し、避難行動要支援者名簿について平時から支援関係者間で情報共有が図られるよう条例に特別の定めを設けることや、支え愛マップづくりを進めることなど、市町村での取組を促してきた。 ・個別避難計画の作成に当たっては、各市町村に個別に聞き取りを実施し、支え愛マップの個別避難計画への取込みや県独自の補助事業（個別避難計画作成支援事業）の活用を促しながら、市町村が取組みやすいよう計画作成を支援し、市町村と連携しながら、策定数の増加と併せて、全体の策定率の向上を進めていきたいと考えている。 ・今後も避難所等での多様なニーズを踏まえ、新たに必要となる品目等があれば、各所から意見を聴き、市町村と協議の上で備蓄品を見直していく。 	<p>危機管理部（消防防災課、危機管理政策課）</p>
<p>40</p>	<p>くらしと生活支援について</p> <p>移動手段を持たない高齢者への支援につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、東中部地区のJA系スーパー等16店舗が順次閉店することとなり、今後更に西部地区4店舗も閉店の検討がなされるという状況となった。 ・これを受け、県では、県庁内に部局の縦割りを排し、機動的に地元・JA・事業者等との連携を推進するため「買 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も発生し得る同様な事案に対し、買物安心確保事業により、市町村が主体的に行う買物環境の維持・確保に向けた取組を支援していく。併せて、地域運営組織による店舗運営や移動販売など今後の持続 	<p>輝く鳥取創造本部（買物環境確保推進課）</p>

<p>いて、鳥取トスク、鳥取中央Aコープの閉店に伴う関係市町村と連携した対策を検証され、今後も懸念される同様の事案に対し、先見的な対策を講じられたい。</p>	<p>物環境確保推進課」を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、買物を取り巻く環境はそれぞれの地域で異なっていることから、県は、買物安心確保事業を創設（令和5年6月補正 予算：1億円）し、市町村が地域の実情を踏まえた店舗ごとの「買物環境確保計画」を策定した上で、この計画に基づき市町村が主体的に行う取組を支援することとした。 	<p>的な買物環境の在り方に関する検討を市町村と協働し進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、住民が将来にわたり住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民等によるネットワーク形成の促進、店舗運営、担い手の確保・育成など各地域の実情に応じて行う持続的な取組みを、包括的かつ柔軟に支援する制度の創設を国にも求めていく。
---	--	---